

NEWS LETTER NEWS LETTER NEWS LETTER NEWS LETTER NEWS LETTER NEWS LETTER NEWS LETTER NEWS LETTER NEWS LETTER

A cartoon character of the Earth with a smiling face, wearing a blue cap and sneakers. The character has large, expressive eyes and a wide smile. It is wearing a blue cap and blue sneakers with white laces. The text on its chest reads: 麻薬・覚醒剤・大麻・危険ドラッグなどの乱用をなくそう
ダメ。ゼッタイ。

公益財団法人
麻薬・覚せい剤乱用防止センター
Drug Abuse Prevention Center

ヘルスケア・イノベーションを 推進しています。

ヘルスケア・イノベーション。

それは、健康を大切に考え、より美しくありたい、
より楽しく充実した毎日を過ごしたいと願う
皆さまへの佐藤製薬のご提案であり、
企業理念です。



佐藤製薬株式会社

www.sato-seiyaku.co.jp

〒107-0051 東京都港区元赤坂1-5-27 AHCビル

NEWS LETTER

2019.3・第100号

C O N T E N T S

- 随想
- 取締現場から見た薬物情勢の現状と対策
関東信越厚生局麻薬取締部長 松本達朗 1
 - かいせつ
 - 米国における大麻規制の現状について
国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 薬物依存研究部 依存性薬物研究室 室長 船田正彦 2
 - 誌上研修「薬物乱用防止指導者のための実践講座」
 - 規制薬物の現状と問題点
関東信越厚生局麻薬取締部 技能指導官 梅田国樹 6
 - 国際麻薬規制100年「過去からの物語」シリーズⅩ
 - 「過去に埋もれて：
1900年代初頭～麻薬密輸取り引きへの複雑なかかわり」
(公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター理事 藤野 彰 14
 - 国連支援募金によるプロジェクト活動状況 20
 - 2018年度「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金状況 24
 - 第五次薬物乱用防止五か年戦略 26
 - センターだより 36
 - 啓発資材のご案内 38
 - ご寄付団体及び賛助会員 40

取締現場から見た薬物情勢の現状と対策

関東信越厚生局麻薬取締部長

松 本 達 朗

平成29年における国内の薬物事犯検挙人員は14,019人であり6年ぶりに14,000人を越え、依然として高止まり状態であることに変わりありません。

また、そのうち最も検挙者数が多いのが覚醒剤事犯であり、次が大麻事犯であるとの状況も変わりません。

覚醒剤事犯の検挙者数は平成29年も1万人を越えており、平成30年の統計こそ確定しておりませんが、おそらく同様のレベルで推移し、覚醒剤の押収量も平成28年以降3年連続で1トンを超えるものと見られます。覚醒剤の押収量が3年連続で1トンを超えることは統計の残る過去を遡って見ても初めてのことであり、危機的な状況と言えますが、こうして大量押収が続いている背景には近年、日本国内における取締関係機関の連携・情報共有が確実に功を奏しているという事がいえます。しかしその反面大量摘発後に一時的に覚醒剤の不正取引価格が上昇するという現象が見られるものの、これが継続するという状況にはなく、不正市場においても著しく覚醒剤が不足しているとの情報に接することもありませんので、こういった状況が見られるということは、摘発量を遙かに超える覚醒剤が水際の監視の目をかいくぐって海外から国内へ流入しているということがいえますし、同時に国内には覚醒剤に対する根強い需要があると言わざるを得ません。このため、覚醒剤の供給を遮断するためには、今後とも引き続き国内関係機関が情報を共有し連携して強力に取締りを推進していくことが重要でありますし、併せて海外

取締機関との情報交換等を図りながら相互の関係をさらに強化して密輸入の元となっている海外の薬物犯罪組織などを協力しながら壊滅していく必要があります。

一方で需要の根絶のためには、薬物乱用に対する正しい知識を普及する啓発や末端乱用者の徹底検挙はもとより年々上昇の一端を辿る「再犯者率」にも着目する必要があります。言うまでもなく覚醒剤は極めて依存性の高い薬物です。このため、近年益々所謂「依存者対策」の重要性が増しています。全国麻薬取締部においては平成23年から再乱用防止対策の一環として、主に検挙した薬物初犯者で保護観察の付かない執行猶予判決を受けた者を対象として、専門家の協力を得て作成したワークブックを基に「再乱用防止プログラム」を実施していますが、今後はこの対策をより一層充実させていくとともに、関係司法機関や自治体、医療機関等と情報共有・連携を深め、「隙間のない依存者対策」を推進したいと考えております。

大麻事犯の検挙者数については、平成26年に増加に転じて以降、年々検挙者数は上昇し、平成29年には過去最高の3,218人を記録しました。大麻事犯の特徴は、検挙者の約半数を20歳代以下の「若年層」が占めているということです。大麻は一般的に「ゲートウェイドラッグ」や「ソフトドラッグ」などと言われ、「違法薬物の入口」として認識されていますが、近年、特に一部の海外・地域での所謂「大麻合法化」の動きやインターネットの普及による「大麻は安全である」といった誤った情報の氾濫

が大麻乱用に拍車をかけており、若年層が簡単に大麻に手を出してしまっているのではないかとの印象があります。しかしながら昨今不正市場に出回っている大麻は過去に比べて、幻覚成分「THC」の濃度が非常に高くなっており、また「ワックス」「リキッド」といった濃縮物の出現により大麻自体が「ハードドラッグ」化して、より危険な薬物へと変貌を遂げています。また、平成28年4月以降に全国麻薬取締部で検挙した大麻事犯被疑者の内、約5人に1人が他の違法薬物(覚醒剤・コカイン・LSD・MDMA等)を所持または使用していました。大麻自体がより危険になっているうえ、他のより強力な違法薬物への入口となっていることは間違いありません。大麻に関しては、その乱用による様々な有害事例や症例、悪悪性に対する研究結果等を収集し、若年層を中心としたより説得力のある普及啓発に努めるとともに、特に悪質性の高い、栽培・密輸入・密売事犯を中心とした徹底取締を継続していく必要があります。

このほか、近年は海外の違法薬物販売サイトにアクセスして違法薬物を注文、密輸入するといった事犯も増加しており、インターネットや仮想通貨による決済の普及により、国内のみならず、国境を跨いで簡単に薬物が入手出来てしまうという現状があります。

違法薬物を取り巻く状況は益々潜在化・巧妙化・複雑化の度合いを深めており、これに対処するためには公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターをはじめ国内外の様々な関係機関と連携し、薬物乱用撲滅に向けての施策を強力に推進してまいりたいと考えておりますので、今後とも皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

船田 正彦

I. はじめに

危険ドラッグが流通し、その乱用による交通事故の多発などの社会不安を招いたことは記憶に新しいところです。危険ドラッグについては、緊急の規制対策により流通が抑止され、関連の事件や事故は激減しました。最近では、ポスト危険ドラッグとして、大麻の乱用問題が表面化しています。わが国における大麻事犯の検挙者は、ここ数年で一気に増加しました。特に、20歳未満の大麻事犯検挙者が増加していることが明らかになっており、若年層への大麻乱用拡大が危惧されています。大麻に関する規制状況については、海外ではここ数年で規制が緩和される傾向にあります。我が国の薬物対策や薬物乱用防止教育を考える場合、海外の規制状況を正しく理解することは重要な課題です。米国では、医療用に大麻を利用する場合、嗜好品として使用する場合、それぞれ厳格な使用ルールを定め、大麻使用を許可する州が増加しています。本稿では、米国における大麻規制の現状について、各州における医療用大麻法 (Medical marijuana laws, MMLs) およびレクリエーション用大麻法 (Recreational marijuana laws, RMLs) について解説します。

II. 米国における大麻規制

(1) 医療用大麻法

米国では、連邦法である規制物質法に従って、大麻をヘロイン、LSDまたはMDMA等と同等

の Schedule I に定めその使用を禁止しています (文献1)。一方、1996年にカリフォルニア州で初めて医療用大麻法 (Medical marijuana laws, MMLs) が可決されて以来、2018年12月末までに33州とコロンビア特別区 (D.C.) において医療目的による大麻の個人的な所持や使用を非罰則化した医療用大麻法が州単位で運用されています (表1)。

医療目的で大麻を購入するためには、まず、州の定めた手続きに従って患者の認定登録を受け、大麻を購入するためのライセンスを入手します。患者登録の手続きは、各州の担当局のホームページより個人情報登録と申請書の作成、さらには書面にて認定医の承諾が必要となっています。登録希望者が18歳未満の場合は、親の同意も必要となります。これらの情報をもとに担当局が審査を行い、申請者の医療用大麻の適用となる患者登録の可否が決定されます。患者登録を受けた申請者は、医療用大麻を購入するのに必要なライセンスを入手し、州が認定した大麻販売店において、合法的に医療用大麻の購入が可能となります。一方、大麻の購入許可量は、州ごとに定められた所持量の範囲内であり、許可量を超えて所持または購入すると違法行為となります。また、医療用大麻の個人間での売買はすべての州で禁止されています。では、申請者が大麻を医療目的で使用する場合は、どのような疾患に対して大麻の適応が許可されているのでしょうか？医療用大麻の適応症については、州ごとに独自に定めています。その対象となる適応症は、「がん、HIV/AIDS、てんか

ん、緑内障、多発性硬化症、痙攣/発作、吐き気、痛み、心的外傷後ストレス障害、筋萎縮側索硬化症、嘔吐」などとなっています。注意すべきは、「がん」という適用の場合、主たる効果は、いわゆる悪性腫瘍に対する抗腫瘍作用というよりは、抗がん薬の副作用である吐き気を抑制するために使用される場合がほとんどです。また、適応症の数で見えますと、最も少ないD.C.では6つの疾患が対象となっていますが、アーカンソー州では59の疾患で医療用大麻の適応を認めています (表1)。このように各州の適応症数は、大きなばらつきがあり、一定していません (文献2)。こうした現状は、大麻を医療用途で使用する場合は、どのような疾患に効果を示すのかについては、まだ不確定であると言わざるを得ないのです。大麻の臨床上的有効性については、更なる検討が必要です。

一方、大麻含有成分に着目した取り組みも行われています。現在までに、大麻の精神活性物質としては、テトラヒドロカンナビノール (Δ⁹-Tetrahydrocannabinol, THC) が同定されており、また、中枢作用を示さない成分として、カンナビジオール (Cannabidiol, CBD) が含まれています。このCBDに着目した医療利用が目されています。すなわち、CBDについては、医療用大麻法とは別に、医療目的使用を認めています。CBDを医療目的に使用することを認めている州は、製品に含まれるTHCおよびCBDの含有量を規定している場合もあります。また、CBDは、小児のてんかん発作の治療に効果が期待

の現状について

表1 米国33州における医療用大麻法の比較

導入年	州	所持量の規制	適応症の数
1996	カリフォルニア州	8オンスまで；大麻草6本、未成熟株12株まで	14
1998	アラスカ州	1オンスまで；大麻草3本、未成熟株3株まで	10
1998	オレゴン州	24オンス；大麻草6本、未成熟株18株まで	10
1998	ワシントン州	8オンス；大麻草6本まで	19
1999	メイン州	2.5オンス；大麻草6本まで	15
2000	コロラド州	2オンス；大麻草3本、未成熟株3株まで	8
2000	ハワイ州	4オンス；大麻草10本まで	13
2000	ネバダ州	2.5オンス；大麻草12本まで	11
2004	モンタナ州	1オンス；大麻草4本、未成熟株12株まで	16
2004	バーモント州	2オンス；大麻草2本、未成熟株7株まで	8
2006	ロードアイランド州	2.5オンス；大麻草12本まで	16
2007	ニューメキシコ州	6オンス；大麻草4本、未成熟株12株まで	23
2008	ミシガン州	2.5オンス；大麻草12本まで	16
2010	アリゾナ州	2.5オンス；大麻草12本まで	16
2010	ニュージャージー州	2オンスまで	13
2011	コロンビア特別区	6オンスまで	6
2012	デラウェア州	2.5オンスまで	16
2012	コネチカット州	60日間の処方が可能（10オンスまで）	21
2013	マサチューセッツ州	2.5オンスまで（14日間あたり）	8
2013	イリノイ州	2オンスまで（10日間あたり）	42
2014	ニューハンプシャー州	30日間の処方が可能	25
2014	メリーランド州	30日間の処方が可能（ただし、非喫煙型）	9
2014	ミネソタ州	30日間の処方が可能（ただし、非喫煙型）	16
2016	ニューヨーク州	3オンスまで（14日間あたり）	16
2016	アーカンソー州	医師の裁量	59
2016	フロリダ州	30日間の処方が可能	10
2016	ノースダコタ州	3オンスまで（14日間あたり）	15
2016	オハイオ州	最大90日	22
2016	ペンシルベニア州	30日間の処方が可能	17
2017	ウェストバージニア州	30日間の処方が可能	14
2018	ミズーリ州	30日間の処方が可能；大麻草6本まで	23
2018	オクラホマ州	3オンス；大麻草6本、未成熟株6本まで	医師の裁量
2018	ユタ州	113グラムまで（非加工品）	11

所持量は、個人が一度に持てる最大所持量であり、大麻販売店での購入可能量でもある。所持量の1 oz は約28.35 gである。使用可能な場所は基本的に自宅のみである。大麻影響下における自動車等の運転操作は禁止されている。

されており、関連の治験が進んでいます（文献3）。医薬品としてCBDという有効成分に着目した利用は、現実的な使用方法であると考えられます。しかしながら、CBD製品の製造方法や販売等については多くの州で明確に規定していない場合が多

く、医薬品としての取り扱いについては今後の検討が必要です。大麻は、全米で医療目的による使用が認められているわけではなく、約4割の州は依然として禁止薬物となっています。大麻の医療用途としては、

主としてがん治療時の副作用緩和に適応されていますが、臨床上の有効性はさらなる検討が必要です。また、医療用大麻の利用拡大は、大麻関連の健康被害の増加を招く恐れがあり、処方実態と健康被害との関連性を調査していく必要があります。

(2) レクリエーション用大麻法

米国では、大麻を嗜好品として使用することを認めるレクリエーション用大麻法（Recreational marijuana laws, RMLs）が州単位で導入されています。2012年・コロラド州とワシントン州、2014年・アラスカ州、オレゴン州およびD.C、2016年・カリフォルニア州、ネバダ州、メイン州、マサチューセッツ州、2018年・バーモント州にて住民投票を経て可決されています。レクリエーション用大麻法が運用されている州内では、規則を守っている限り大麻を所持または使用することによって州法で処罰されることはありません。医療用大麻法とレクリエーション用大麻法の比較一覧を表2に示しました。嗜好品としての大麻を許可している州では、21歳以上になると購入が可能となります。販売店では、入店の際、セキリティーにIDを見せ、年齢チェックを行うことを義務付けています。各州でライセンスを付与した店舗のみで購入が可能となっており、個人間の売買は9州およびD.C.のすべてで禁止されています。嗜好品用大麻の販売を許可された店舗で大麻を購入する場合、大麻の購入可能量は州ごとに上限が定められており、規定量を超えて所持または購入すると医療用大麻と同様に違法行為となります。また医療用大麻と比べると嗜好品用大麻の所持量は少なく制限されている傾向があります（表2）。

医療用または嗜好品用として大麻を購入する場合、州の定めた大麻税と消費税が課税されます。コロラド州では大麻販売による税収が2014年

表2 米国9州およびD.C.における医療用とレクリエーション用の大麻規制の比較

州	コロラド州		ワシントン州		アラスカ州	
法律	MMLs	RMLs	MMLs	RMLs	MMLs	RMLs
対象年齢	18歳以上	21歳以上	18歳以上	21歳以上	18歳以上	21歳以上
所持量	2 oz	1 oz	3 oz	1 oz	1 oz	1 oz
税金	マリファナ税2.9%、消費税は非課税	マリファナ税2.9%、消費税15%	非課税	マリファナ税37%	非課税	1オンス/50ドル

州	オレゴン州		D.C.		カリフォルニア州	
法律	MMLs	RMLs	MMLs	RMLs	MMLs	RMLs
対象年齢	18歳以上	21歳以上	18歳以上	21歳以上	18歳以上	21歳以上
所持量	24 oz	1 oz	2 oz/30日	2 oz	8 oz	1 oz
税金	マリファナ税17%	マリファナ税は都市ごとに17-20%	マリファナ税5.75%	売買の禁止（税率の規定なし）	非課税	マリファナ税17%

州	ネバダ州		メイン州		マサチューセッツ州	
法律	MMLs	RMLs	MMLs	RMLs	MMLs	RMLs
対象年齢	18歳以上	21歳以上	18歳以上	21歳以上	18歳以上	21歳以上
所持量	2.5 oz	1 oz	2.5 oz	2.5 oz	10 oz	1 oz
税金	マリファナ税15%	マリファナ税15%	マリファナ税5.5%	マリファナ税10%	マリファナ税3.75%	マリファナ税は都市ごとに17-20%

州	バーモント州	
法律	MMLs	RMLs
対象年齢	18歳以上	21歳以上
所持量	2 oz	1 oz
税金	非課税	未定

レクリエーション用大麻法（RMLs: Recreational marijuana laws）が可決された順番に並んでいる。各州の医療用大麻法（MMLs: Medical marijuana laws）とRMLs比較項目は、対象年齢、所持量、税金とした。所持量の1 ozは28.35 gである。D.C.では嗜好品用大麻の商業流通を禁止しているため、課税に関する規定はなく、医療目的外の販売は違法行為である。全ての州において、学校、職場、公共の場（歩道、公園、アミューズメントパーク、スキー場、コンサート会場、空港、飲食店、アパート、国有地）での使用は禁止。また、マリファナ影響下での自動車等運転操作は禁止となっている。

の約6,700万ドルから2017年には約24,700万ドルと増加したとの報告があります（文献4）。コロラド州、オレゴン州またはカリフォルニア州など大麻の販売で得られた税収は、州の事業のほか、公立学校の資金援助や薬物乱用の規制等のプログラムに用いられています（文献5-7）。大麻産業が成長するにつれ容易に大麻の入手可能な環境も広がることから、今後も法的整備と青少年に対する薬物乱用防止教育を進めていく必要があると考えられます。

Ⅲ. 大麻影響下における自動車運転障害

大麻が、医療用または嗜好品として合法的に使用可能な州が増えている中で、社会的に懸念される問題が、大麻影響下における自動車等の運転と事故の関連性です。大麻の精神活性成分であるTHCは、薬物使用に関連する自動車事故のドライバーにおいて、血中から頻繁に検出される精神活性物質の一つとなっています（文献8）。コロラド州では、医療用大麻が商業的に入手可能となった2009年頃から自動車事故の発生割合が増加したとされます（文献9）。実際、大麻影響下では、運動機能に異常をきたし、追突事故発生リスクが2倍高くなることが報告されています（文献10）。同様に、大麻とアルコールの併用では、大麻単独と比較して障害物への衝突回数の増加、ブレーキ反応時間の増加などが引き起こされることと示されています（文献11）。すなわち、大麻影響下では自動車運転を控えることが必要です。特に、大麻とアルコールの併用では、より悪影響がでる危険性がありますので、注意が必要です。

おわりに

米国における大麻規制状況についてまとめまし

た。米国の33州およびD.C.において大麻を医療目的で使用することを認めています。しかし、適応症の数、個人の所持量や使用方法などは州単位で異なっており、全州で統一はされておられません。

現時点では、大麻の臨床上の有効性に関する検討が不足しており、更なる研究が必要であると考えられます。また、大麻を嗜好品として使用を認めている州では、大麻の売買は課税対象となっており、州の財源となっています。大麻関連製品を取り扱うことは、税収の確保という観点から新規の産業として影響力があるようです。また、米国の大麻経験率は40%以上と高いため、厳罰化では十分な対応ができないため、州が大麻流通を管理し、得られる税収を青少年の大麻使用の抑止へ生かすという考えがあるのです。各州で大麻使用による健康上の有害性や自動車事故の増加など社会的経済的な損失について議論されており、大麻販売から得られた税収は、青少年や女性に対する大麻使用の有害性周知のために使われています(文献5-7)。米国における大麻規制の緩和は、必ずしも大麻の安全性を背景にしたものではなく、大麻の流通量や社会情勢が影響していると考えられます。大麻使用については、厳しいルールのもとで使用が許されていると考えるべきで、当然、違反した場合は罰則規定があります。一方で、大麻規制を緩和することで大麻使用者は増加することから、新たな公衆衛生上の問題が発生することが懸念されます(文献12)。米国において嗜好品として大麻使用を認めている州では、青少年の使用には警戒しており、年齢制限を厳守するよう大麻を含む薬物乱用防止政策の充実が進んでいます。世界的な大麻規制の変化を注視し、わが国でも大麻使用に関する健康被害および社会生活に対する影響などを含む、総合的な検証が必要であると考えられます。

謝辞

本稿のデータ解析の一部は、平成29年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(医薬品・医療機器等レギュトリーサイエンス政策研究事業：H29-医薬品指定-009)「危険ドラッグ等の濫用防止の効果的な普及啓発に関する研究(分担研究者：船田正彦)」による補助を受けて実施しました。

文献

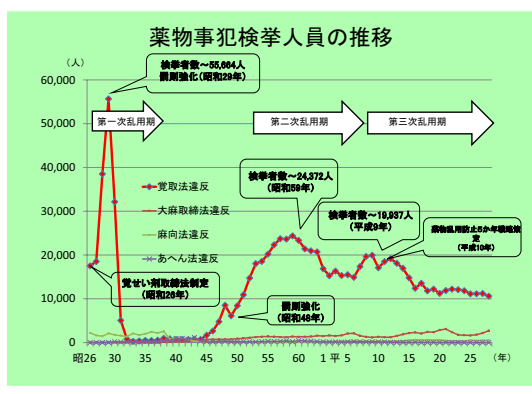
1. U.S. Department of Justice. Drug Enforcement Administration. Drug scheduling. Available at: <https://www.dea.gov/druginfo/ds.shtml> (Accessed February 28 2018).
2. The Louisiana Board of Pharmacy. Marijuana Pharmacies. Available at: <http://www.pharmacy.la.gov/index.cfm?md=pagebuilder&tmp=home&pid=401> (Accessed February 28 2018).
3. The UM School of Pharmacy's National Center for Natural Products Research. CBD Treatments of Pediatric Epilepsy. Available at: <https://pharmacy.olemiss.edu/marijuana/cannabis-rd/> (Accessed February 28 2018).
4. Government of Colorado. Colorado Marijuana Tax Data. Available at: <https://www.colorado.gov/pacific/revenue/colorado-marijuana-tax-data> (Accessed February 28 2018).
5. Colorado Department of Education (2017). Marijuana Tax Revenue and Education. Available at: <https://www.cde.state.co.us/communications/20160902marijuanarevenue> (Accessed February 28 2018).
6. Oregon Department of Revenue / Press, Marijuana tax. Available at: http://www.oregon.gov/DOR/press/Documents/marijuana_fact_sheet.pdf (Accessed February 28 2018).
7. Legislative Analysts Office, The California Legislature's Nonpartisan Fiscal and Policy Advisor. Proposition 64, Marijuana Legalization. Initiative Statute. Available at: <http://www.lao.ca.gov/BalotAnalysis/Proposition?number=64&year=2016> (Accessed February 28 2018).
8. Azofeifa A, Mattson ME, Grant A (2016a). Monitoring marijuana use in the United States: challenges in an evolving environment. JAMA 316: 1765-1766, 2016.
9. Volkow ND, Baler RD, Compton WM, Weiss SR. Adverse health effects of marijuana use. N Engl J Med. 370: 2219-27, 2014.
10. M. Asbridge, J.A. Hayden, J.L. Cartwright. Acute cannabis consumption and motor vehicle collision risk: systematic review of observational studies and meta-analysis. BMJ, 344 (2012), p. e536
11. Bondallaz P, Favrat B, Chitoui H, Fornari E, Maeder P, Giroud C. Cannabis and its effects on driving skills. Forensic Sci Int. 268: 92-102, 2016.
12. Wang GS, Roosevelt G, Le Lait MC, Martinez EM, Bucher-Bartelson B, Bronstein AC, Heard K. Association of unintentional pediatric exposures with decriminalization of marijuana in the United States. Ann Emerg Med. 63: 684-689, 2014.

規制薬物の現状と問題点

関東信越厚生局麻薬取締部 技能指導官 梅田 国樹

〈総論…最近の薬物情勢〉

平成29年の全薬物事犯の検挙人員は14,019人で、前年より178人増加しました。近年、全薬物事犯の検挙人員は14,000人前後で推移しており、依然として高止まりの状況が続いています。
(スライド1)



(スライド1)
薬物事犯検挙人員の推移

平成20年前後から急速に社会に拡散し始め、平成26年前後に猛威をふるい社会問題化した「危険ドラッグ」については、政府緊急対策に

基づく徹底した取締りや、販売店舗に対する検査命令・販売等停止命令の発動により平成27年7月には販売店舗の壊滅に至りました。

平成29年度の危険ドラッグ関連事犯の検挙人員は726人で前年より262人減少しましたが、依然として巧妙化・潜在化の一途を辿りインターネットによる密売が横行しており予断を許さない状況です。現に平成29年9月には麻薬取締部において過去最大の危険ドラッグ製造工場を摘発しています。

また日本における乱用薬物の中心的存在である覚醒剤の平成29年における検挙人員は10,284人で前年より323人減少、第3次乱用期に入って以降最低人数でしたが、依然として1万人を越えており危機的な状況が続いています。その証拠に平成28年、29年と2年連続で覚醒剤の押収量は1トンを超えているにも拘わらず巷で覚醒剤が極端に不足しているとの情報もなく、依然として大量の覚醒剤が国内に流入・流通していると見られ、潜在的な需要の高さが窺える状況です。

一方で大麻事犯の平成29年における検挙人員は3,218人と前年より496人増加し、統計を取り始めて以降、過去最悪の検挙人員を記

録しました。また、大麻の幻覚成分を抽出・濃縮した新たな形状の大麻の流通が増加し、栽培事犯も増加するなど、これも危機的な状況であると言えます。
(スライド2)

法令ごとの規制物質数(平成31年1月現在)				
規制法種名	規制対象	規定	規制物質数	合計
麻薬及び向精神薬取締法	麻薬	法別表第一 指定政令第一条	74 123	197
	麻薬原料植物	法別表第二 指定政令第二条	3 2	5
	向精神薬	法別表第三 指定政令第三条	10 73	83
	麻薬向精神薬原料	法別表第四 指定政令第四条	8 10	18
大麻取締法	大麻	法第一条	1	1
あへん法	けし	法第三条第一号	2	4
	あへん	同第二号	1	
	けしがら	同第三号	1	
覚せい剤取締法	覚せい剤	法第二条第一号	2	2
	覚せい剤原料	法別表 指定令	8 3	11
医薬品医療機器法	指定薬物	個別指定 (H29.3.10 現在) 包括指定	261 2,104	2,365

(スライド2)
法令ごとの規制物質数 (平成31年1月現在)

〈トピックス1…危険ドラッグはまだ鎮圧されていない〉

危険ドラッグは平成16年頃、欧米において大麻と同等若しくはそれ以上の薬理作用が得られる「合成カンナビノイド系物質」を含有する植物片が「spice (スパイス)」等の商品名で流通し始め、日本国内においても規制を受けられない「合法大麻」「脱法ドラッグ」等として認知され「お香」や「芳香剤」といった名目で堂々と街頭の店舗で販売されて平成20年頃から急速に国内に広がりました。その後、合成カンナビノイ

ド系の製品だけでなく、覚醒剤と類似の興奮作用を有する麻薬カチノン類似物質や強烈な幻覚作用を有する麻薬PCP類似物質等を含む製品も現れ、さらにはこれらを混合した製品も流通し、使用者による交通事故や使用による死亡事故も急増していきました。

(スライド3、4)

このように急速に乱用が拡大する危険ドラッグ(以前は脱法ドラッグ等と呼称)に対処すべく、平成25年3月には類似物質をまとめて規制する「包括指定」が旧薬事法に導入され、同年10月には麻薬取締官への指定薬物に関する取締権限の付与、さらに翌平成26年4月には指定薬物の単純所持・使用にも罰則が設けられました。しかしその後も事件・事故は頻発し、平成26年6月にはこの問題の一つの転換点になったとも言える東京池袋での乱用者による自動車暴走死亡事故が発生し、社会を震撼させました。この事件を受け同年7月、国は『いわゆる「脱法ドラッグ」の乱用の根絶のための緊急対策』を策定、関係省庁に対し、啓発の強化や取締の徹底を指示し、その呼称も『危険ドラッグ』に改めました。麻薬取締部においては危険ドラッグの早期根絶を図るため、関係機関と協力して販売店舗に対し指定薬物の疑いのある製品に対する検査命令及びこれに伴う販売等禁止命令を発動するとともに、法令違反に対しては厳正に捜査で対応するなど行政・司法の両名から徹底した取締を実施しました。

(スライド5、6)

その結果、最盛時に全国に215店舗存在し



(スライド4)



(スライド3)

危険ドラッグ製品・販売店舗の写真

た販売店舗は平成26年9月までに約70店舗まで激減し、さらに、同年12月の医薬品医療機器等法の改正法(検査命令対象の拡大、広域規制の導入等)施行日にあわせて実施した検査命令に



(スライド6)



(スライド5)

当時の製造工場等の摘発時の写真

より、販売店舗はほぼ壊滅状態になりました。その後、東京歌舞伎町において営業を継続していた販売店舗2店舗についても、平成27年7月の麻薬取締部・警察合同による摘発で閉店し、

危険ドラッグ(指定薬物)

過去最大規模の危険ドラッグ製造工場を摘発(H29年9月)

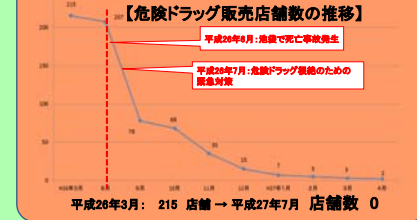


(スライド8)

危険ドラッグ製造工場から押収した証拠品の写真

■薬物情勢

・危険ドラッグ(指定薬物)

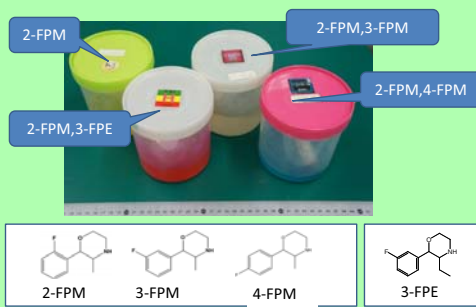


【現状】
 ・店舗はなくなったが、インターネット等の販売は継続
 ・新たな危険ドラッグの登場により指定薬物の規制数は依然増加

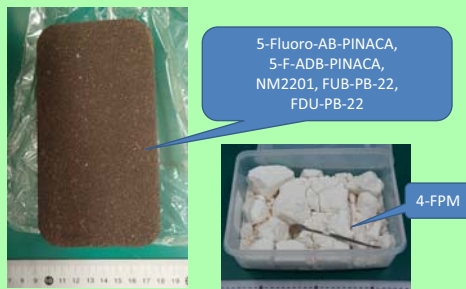
(スライド7)

販売店舗数の推移グラフ

押収された主な指定薬物(液体危険ドラッグ)

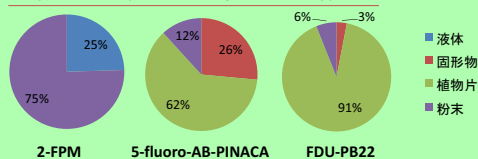


押収された主な指定薬物(ハーブ、粉末)



検出薬物上位5品目

薬物	検出品目数	検出検体数
① 2-FPM	53	104
② 5-fluoro-AB-PINACA	34	109
③ FDU-PB-22	33	80
④ 4-FPM	31	48
⑤ 5F-ADB-PINACA	28	95



物件の形態により、添加する薬物を変えている

(スライド9、10、11)

押収した危険ドラッグ写真と検出された物質

危険ドラッグ販売店舗は国内において全滅しました。(スライド7)

しかし、危険ドラッグは、その後もインターネットやデリバリーに移行して販売は継続されました。一方で指定薬物の規制については手続きが迅速化され、一時期の「次々と新たな物質が出回り規制が追いつかない」という「いたちごっこ」の状態はほぼ解消され、新たな物質が現れても即座に指定薬物として規制することが可能となっています。

取締の面においてもインターネット販売業者への取締を徹底した結果、廃業する業者も続出しました。これら廃業した業者は、それまで「捕まらない薬物」と認識されていた危険ドラッグが規制・取締強化により「逮捕される」こと

になり廃業したのではないかと推測されます。しかし、業者は廃業しても「危険ドラッグ乱用者」がすぐにいなくなる訳ではありません。そして残った業者がこれら乱用者を取り込み、また新たな顧客を開拓するなどして販売を継続しているものと見られます。これに残った業者は、危険ドラッグがもはや「違法薬物」であることを前提として販売を継続していることから顧客への販売方法は極めて巧妙化・潜在化しているほか、顧客を取り込み巨大化・組織化されていると見られます。平成29年には、国内において大型の危険ドラッグ製造工場の摘発も相次ぎました。麻薬取締部においても川崎市内において危険ドラッグを製造し、全国に販売していたグループを摘発しました。このグループは顧客への商品発送に発送元の特定困難な方法を利用し、

また商品代金の支払いに仮想通貨や海外送金を指定するなど極めて「足」のつきにくい巧妙な販売方法をとっていました。拠点である製造工場からは30億円相当にのぼると見られる製品や原料を押収、押収資料から顧客は全国に5,000人以上存在するものと推測されました。(スライド8、スライド9～11)

現在も、このグループと同等規模の販売グループ数グループが関東周辺において暗躍し全国に存在する顧客に危険ドラッグを販売していると見られ、これらに対する捜査を継続中であり、未だ危険ドラッグは「鎮圧」されたといえる状況にはなく、今後も引き続きの警戒が必要です。

ヘトピックス2…覚醒剤の大量密輸入

平成28年以降、国内においては覚醒剤の大型密輸・大量押収事例が相次いでおり、平成28年と2年連続で覚醒剤の押収量が1トンを超えています。平成30年においても同様の傾向が続いており、押収量は確定はしていませんが、3年連続で1トンを超えるのは確実と見られます。主な押収事例は次のとおりです。

【平成28年】

- 2月 鹿児島県において洋上取引された100 kg押収
- 5月 沖縄県那覇港に停泊中のヨットから600 kg押収
- 7月 東京港において中国来商業貨物から150 kg押収

【平成29年】

- 5月 横浜港において中国来商業貨物から350 kg押収
- 8月 茨城県において洋上取引された480 kg押収

【平成30年】

- 5月 大阪港において中国来商業貨物から100 kg押収
- 10月 横浜港においてタイ来商業貨物から合計150 kg押収
- 10月 名古屋市内の倉庫から340 kg押収

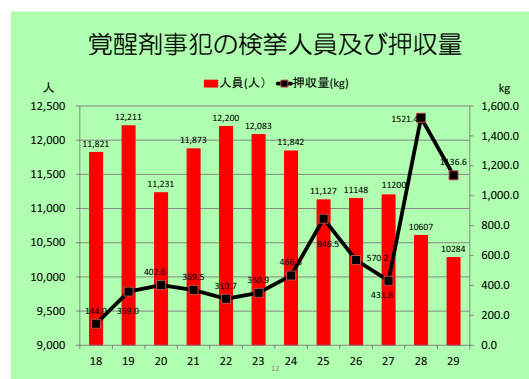
(スライド12、スライド13)

覚醒剤の押収量が3年連続で1トンを超えるのは過去初めてのことで、これほど大量の覚醒剤が押収されているにも拘わらず、国内において覚醒剤の供給が逼迫しているとの情報には接しません。すなわち、摘発は氷山の一角であり、摘発量をはるかに超える量の覚醒剤が国内に流入・流通していると推測される危機的な状況と言えます。これほどの覚醒剤が国内に流入する一つの原因と考えられるのは、日本における覚醒剤の不正取引価格の高さがあります。日本における覚醒剤の不正取引価格は世界的に見ても1,2を争う高価格であり、その為、世界中の犯罪組織(中国・台湾・西アフリカ・南米等)が日本に向けて覚醒剤密輸を敢行している状況にあり、近年特に台湾組織の活動が活発化しています。また、暴力団対策法により資金調達が困難となっている暴力団組織が古典的な資金源である覚醒剤の密輸・密売を活発化させている



(スライド13)

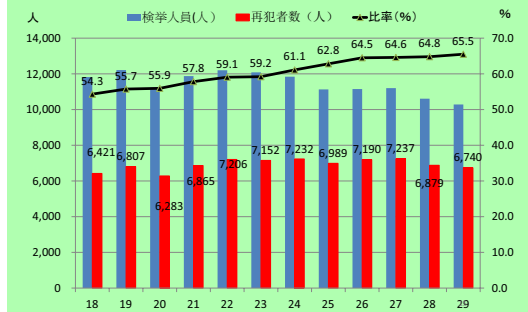
茨城における大量覚醒剤押収事件写真



(スライド12)

覚醒剤事犯の検挙人員及び押収量グラフ

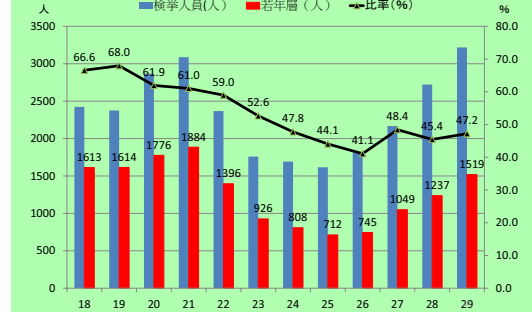
覚醒剤事犯検挙人員における年次別再犯者数



(スライド15)

大麻事犯検挙人員と若年層の割合推移グラフ

大麻事犯における若年層(10・20代)の推移



(スライド14)

覚醒剤事犯検挙人員における年次別再犯者数グラフ

長野県の山間部集落における集団大麻事件

- ▶ 平成28年11月23日、麻薬取締部、長野県警、神奈川県警の第1回目の捜索着手。
- ▶ 平成29年1月25日、第2回目の捜索着手。



2回にわたる強制捜査により、大麻の所持等で合計36名を検挙し(再逮捕を含む)、乾燥大麻合計約21キロ、麻薬LSD、マジックマッシュルーム等を押収。

NCD
Narcotics Control DepartmentNCD
Narcotics Control Department

(スライド16、17、18)

検挙事例【長野県の山間部における集団大麻事件概要と写真】

ことも原因の一つと考えられます。覚醒剤事犯での検挙者数は近年、1万人から1万1千人前後で推移していますが、潜在的な乱用者数はこの数十倍は存在しているとも言われることから、今後取締はもちろんのこと、乱用防止のための普及啓発、そして再犯率を抑えるための再乱用防止対策が益々重要となってきます。

(スライド14)

〈トピックス3：大麻事犯の増加と新たな大麻〉

大麻事犯については、平成21年に当時の過去最高である3,087人の検挙者数を記録して以降、検挙者数は平成25年まで減少を続けていましたが、平成26年に増加に転じてから上昇の一途を辿り、平成29年には過去最高の3,218人を記録しました。平成30年の統計は現時点

で確定はしていませんが、平成29年の検挙者数を越え過去最高を記録する可能性があります。大麻事犯の特徴は覚醒剤等の他の薬物に比べて検挙者における若年層の比率が高いことで検挙者の4割強を20歳以下の若年層が占めています。さらには最近、30歳代や40歳代にも乱用が拡大している状況があり、検挙者に占める再犯者の割合も10年前の約2倍の22・4%(平成28年)となっています。

(スライド15、スライド16、18)

こういった傾向に加え、近年大麻の栽培事犯が急増しており、栽培されていた大麻草の押収量は平成27年が3,739本であったのに対し、平成28年には19,944本と急増、これは当時過去最高の検挙人員を記録した平成21年の大麻草押収量10,880本(当時過去最高)の

さらに、近年不正栽培されている大麻草については、品種改良された種子を使い巧妙な室内栽培やクローン栽培によって、大麻草に含まれる幻覚成分THC（テトラヒドロカンナビノール）の含有量（重量中における濃度）が飛躍的に増加し、1990年代頃に不正栽培されていた大麻草の3倍から5倍強の12%から16%程度となっており、20%程度に達するものも出現しています。こういった状況に加え、近年では大麻草からTHCを抽出・濃縮した大麻濃縮物の流通が顕著となっています。これら大麻濃縮物

2倍近くになっています。特に顕著なのが巧妙かつ大規模な室内栽培の摘発が全国各地で頻発していることで、暴力団関係者の絡む大規模栽培事犯も頻発しており大麻が暴力団の資金源となっていることが窺えます。

（スライド19）



（スライド19）

大麻室内栽培の写真

・大麻濃縮物（電子タバコカートリッジ）



押収した電子タバコカートリッジ約50本

電子タバコにセットした状態

問題点：
①小瓶であるため発見が困難（捜索で発見されにくい）
②臭いも少なく、大麻を吸煙しているとは思われない。
③80%と高濃度のTHCを含有している。

（スライド21）

大麻濃縮物の写真

大麻製品（大麻濃縮物）



緑褐色団子状
THC 濃度：7.6 %

黒色油脂状
THC 濃度：28.9 %

黒緑色油脂状
THC 濃度：47.5 %

黄褐色粘状
THC 濃度：53.2 %

黄褐色油脂状
THC 濃度：72.2 %

抽出・濃縮等により大麻成分（THC）が高濃度になっている

（スライド20）

は抽出方法などにより、「ワックス（海外ではBHO〈ブタン・ハニー・オイル〉と呼ばれる）」「リキッド」「CO2oil」「ロジン」等と呼ばれるTHC濃度は30%〜70%程度で、よく精製された

ものでは90%程度に達するものも存在しています。こういった大麻濃縮物は、主に電子パイプで使用され、大麻特有の臭いも少ないことから、一見大麻を吸煙しているように見えないため、安易な乱用の拡大が懸念されます。一方で、幻覚成分が極めて高濃度であるため、少量でも作用が現れるため乱用者の健康被害の虞も格段に高いと言えます。

（スライド20、21）

これら大麻乱用拡大の背景には海外における一部の国や地域での大麻合法化の動きがあると見られます。こういった状況や大麻の有害性に関する誤った情報がインターネットで拡散し、ネット情報に接する機会の多い若年層を中心に大麻の危険性を軽視する風潮が拡散し、大麻乱用の拡大を助長していると見られます。大麻乱用の拡大を防止するためには、科学的知見に基づいた大麻の有害性に関する正確な情報を発信していくことが最も重要であると思われます。

（スライド22〜24）

〈まとめ〉

乱用薬物の最大の問題点は依存性を有するということです。薬物乱用により一度薬物依存に陥ってしまうと、そこから抜け出すことは容易なことではありません。このため暴力団を始めとする薬物犯罪組織は確実にリピートが期待出来る商品として違法薬物を密売して利益を上げ、この利益が新たな犯罪の資金源となるという悪循環を生んでいます。

（スライド25〜27）

なぜ薬物乱用はなくなるのか？

- 薬物への依存性
- 薬物に対する抵抗感・規範意識の低下
- 暴力団・外国人薬物犯罪組織の存在

この他に

- 薬物を容易に入手できる現状
インターネット・宅配便を利用した場所、時間を問わない入手方法
- 医薬品の乱用
乱用薬物の裾野の広がり
- 薬物問題・薬物の危険性についての知識の欠如
誤った情報の流通



(スライド25、26、27)

なぜ乱用薬物はなくなるのか？ネット密売写真

海外の医療大麻、嗜好大麻に関する報道、ネット情報について

- 大麻は、癌、~~てんかん~~、糖尿病、~~高血圧~~など多くの疾病に治療効果がある



- 世界保健機関(WHO)は医療における大麻の有効性について科学的根拠を示していない
- 米国医師会、米国中毒医学会、米国ガン協会、米国精神医学会等、複数の学会、団体が医療大麻の合法化に反対を表明している。

海外の医療大麻、嗜好大麻に関する報道、ネット情報について

- 米国では、医療大麻や嗜好大麻が合法化されている



- 米国連邦政府は、連邦法により大麻を違法薬物として指定し、所持、栽培等を禁止している。
- 一方、一部の州(コロラド、オレゴン等)では、州法により、医療大麻、嗜好大麻が合法化されている。(住民投票によって決定)

海外の医療大麻、嗜好大麻に関する報道、ネット情報について

- 大麻は、~~アルコール~~や~~タバコ~~よりも害がない



- 大麻の危険性と、アルコール・タバコの危険性は、それぞれが様々な異なる医学的有害性・社会的背景を有することから、比較検討することは困難であり、これらを比較することは科学的ではなく、推測的なものである(WHO)
- 大麻とアルコール、タバコはそれぞれの害の種類が違うのだから、異なる薬物間の有害性を単純に比較することは当を得たものではない(大阪高裁判例)
- 大麻の成分は脳の神経回路を破壊する(H28年大阪大の研究グループ)

(スライド22、23、24)

海外情勢・ネット情報等に関するスライド

薬物乱用が生み出す様々な問題



(スライド28)

薬物乱用が生み出す様々な問題

薬物犯罪は「被害者なき犯罪」などと言われていますが、乱用薬物は乱用者本人のみならず、その家族や周囲を不幸のどん底に突き落とし、ひいては社会全体に様々な問題を引き起こします。つまりは社会全体が被害者とも言えます。乱用薬物の拡大を食い止め、これを根絶するためには様々な関係者・関係機関が連携して取締はもろろんのこと、あらゆる場面を通じての薬物乱用防止普及啓発に取り組んでいかなければならないと考えます。

(スライド28)

以上



キンカンぬって またぬって



げんきにようきに キンカンコン

これからもあなたのとなりにキンカン♪

かゆみ
肩こりに！



1日数回、患部に適量を塗布してください。
第2類医薬品

株式会社金冠堂 東京都世田谷区三軒茶屋1-34-14 TEL:03-3421-6171(代表)

キンカン 🔍



Ohita 太田胃散

7種類の生薬を粉末にしているから、
サッと溶けて、やさしく効く。
それで、いい笑顔になるってワケや。

飲みすぎ 胸やけ 胃の不快感に



OTC 第2類医薬品



12月13日は
「胃に胃散の日」です。

太田胃散 ありがとう いいくすりです

「過去からの物語」 シリーズX

「過去に埋れて： 1900年代初頭～麻薬密輸取り引きへの複雑なかかわり」

麻薬・覚せい剤乱用防止センター理事 前国連薬物・犯罪事務所(UNODC)事務局長特別顧問
元UNODC東アジア・太平洋地域センター代表 元国際麻薬統制委員会(INCB)事務局次長

藤 野 彰

英国外務省よりベルギー外務大臣宛、1923年4月17日付機密書簡
「外務大臣閣下、国王陛下の外務次官の命により、最近の捜査の結果、ヨーロッパから極東向けの不法麻薬輸出への関連が判明したベルギー数社につき、貴国政府の関連当局による機密使用のために、下記の詳細を伝達する光栄に浴します。」

この件では、英国籍のH.W.F.H.（原文ではフルネームが記される）が、中国の会社のため、モルヒネ、ヘロイン、及びコカインを違法に調達した疑いで、危険薬物法にもとづき、3月15日に起訴。有罪の判決を受けて科せられる最大の禁錮6カ月、罰金200ポンド、加えて、債務不履行により、さらに禁錮3カ月が科せられております。」

この連載でたびたび述べたように、当時、麻薬は正規の流通経路から非合法ルートに横流しされていた。往々にして、ヨーロッパのいずれかの国で購入された麻薬類は、さまざまな国を経由して、最終的に極東へ密輸された。

今日のように密造することなく、製薬会社が造った医薬品としての麻薬を、術策を弄して何とか手に入れさえすれば、事が足りたのだ。ヨーロッパから極東への密輸には、さまざまなタイプの人物が関与していた。英国外務省のある機密ファイルは、別の重大な事例にふれている。

「ヨーロッパと極東間の麻薬不法取引」と題されたこのファイルに綴じられた、一週間後の4月25日付で「親展かつ機密」と但し書きがついた短い書簡がある。在パリ英国大使館代理大使より英国外務次官に宛てられ、このように述べる。

1 FI192/979/87、英国外務省ファイル ref. FO371/9248 63344。

2 この書簡の末尾には手書きの署名があるのみで、役職名などはタイプされてはいなかったから、名前を判読し、差出人を特定するにはやや手間がかかった。また、宛先は「サー」がつく外務次官であったが、書簡の最初の呼びかけは苗字呼び捨てであったから、両者はごく親しい間柄だと思われる。これら一連の事例で、こういった場合がよくみられた。

「もし、在パリ英国商工会議所会頭のL氏（原文ではフルネーム）が告訴された場合に、フランス一般と特に英国植民地へ与える嘆かわしい印象について、貴官の注意を喚起することは適切なことだと考えます。ケ・オルセー街（フランス外務省が置かれる。日本での霞ヶ関に相当する）のやり方はご存知のとおりで、どのようなことでもごく機密に」扱われるのは不可能だと言えます。」

「我々がL氏を告発したならば、それに伴うスキャンダルとともに、ほどなく一般に知られることになる」と確信しております。」

だから、この機密書簡は嫌疑が間違いないかどうか、まず確実に検証し、いかなる疑いもないことを確認してから行動を起こすべきだと強調していた。

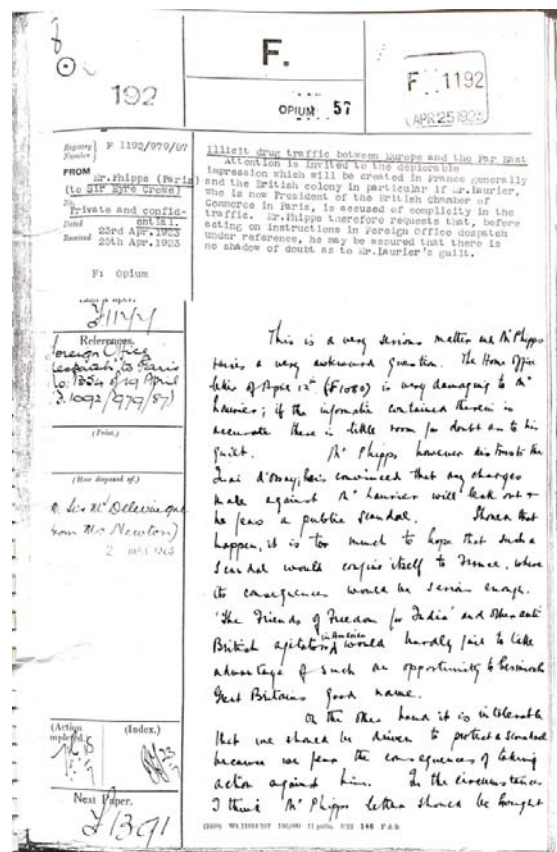
しかし、同じく「ヨーロッパと極東間の麻薬不法取引」と題された、同年5月9日付のファイル³には、L氏が麻薬の不法取引の共謀者であることには疑いの余地がないとし、英国内務省は彼が代理人を務める製薬会社の免許を剥奪、それを公表したとする機密指定の書簡が綴じられていた。

こういった記述から、この人物に関し、取締機関の捜査が国境を越えて進んでいたことがうかがえる。

関連する史料を仔細に検討すれば、この当時ヨーロッパ中で、色々な国籍の人物らが麻薬を横流しする企てに関与していたことがわかる。

この1923年の時点において、麻薬規制のための国際条約としてはその最初のものである、1912年条約がありはした。しかし、法的拘束力のある規制手段は未だ課せられてはいなかったし、条約の当事国が足並みを揃え手立てをとるまでにはなっていなかった。

また、この麻薬規制条約が採択されたのは、1920年の国際連盟の成立以前であったから、未だ連盟への報告義務もなかった。したがって、関係諸国の政府は、国際麻薬規制においてどのような手段が実際的であるかを模索していた。



英国外務省機密ファイル（英国公文書館蔵）

前記の英国外務省ファイル⁴は、国際連盟による初期の情報データ収集の努力を伝える。

「アヘン取引を統制するのに役立つ情報に関しては、共同管理されるべきだとの（各国間の）一般的な理解がある。1921年9月の国際連盟総会はその第2回会合において、連盟理事会に対して下記の勧告を行った。

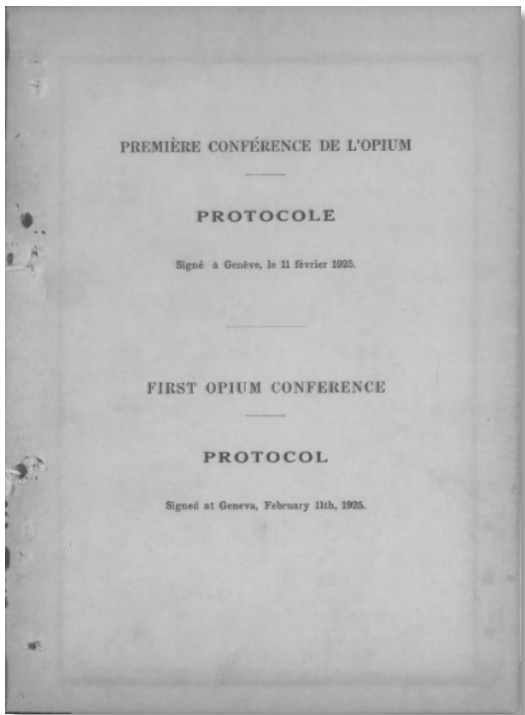
「各国政府に対し、その異議がない限り、公式の年次報告に加えて、アヘンその他の危険薬物の不法な生産、製造、取引に関し、連盟がその任務を果たすに必要なと思われる情報を事務局に提出するよう要請すべきである。」

3 F1391/979/8 英国外務省ファイル ref. FO371/9248 63344
4 Ibid.

英国政府はこの勧告内容に賛成であり、その動議によって勧告は総会で採択された。しかしながら、この稿でふれてきた機密扱いのケースに関しては、英国政府は国際連盟に報告することなく、当該国同士で事態に対処しようとした。前記ファイルにあるメモはこう述べる。

「現在の事例においては、連盟には情報を伝達せず、当該政府へのみ連絡することを提案する。その方が相手方の感情をむやみに刺激することが明らかに少ない。我々は、内務省の依頼により、他の事例でもそうしたことがある。現在のケースで同様の手段を取らないことは、適切ではなく、実際的でもない。」

メモはここでフランス人の気質にまでふれるが、前後の脈絡からは必ずしもその意図が明確ではないので、省略する。疑いの余地がないと事実関係を検証した後に、フランスへ機密書簡を送るべきだとし、こうして二国間での捜査が開始された。



1912年条約

余談ではあるが、この物語のために英国政府の古いファイルを読み進めれば、もってまわったとも言うべき、直ちにはその意味がとりにくい文章が散見される。だから、その雰囲気は伝えようとあえて直訳体にした。ただ適宜、簡素にして、事細かに訳出してはいない。

別のところで、国際連盟の文書が官僚的で分かり難い場合がよくあり、それが国際連合まで続いていると書いたことがある。国際連盟事務局はイギリスの官僚機構をもとに設立されたのだったから、そもそもは古い英国官僚機構にその遠因があったのかも知れない。

閑話休題、手元にある史料からは、1900年代初頭、出来たばかりの国際麻薬規制条約の規定を遵守するための法改正には、さまざまな障害を抱えた国々があったことが分かる。

1912年に世界最初の麻薬規制条約が締結されて10年ほどたった頃、ヨーロッパのほとんどの国が条約の当事国になっていた。しかし、スイスだけは未だ批准していなかった。

ある別の機密文書は、「(スイス)連邦政治局からの書簡で確約されていたことが実行されていないゆえに、国王陛下の政府(英国のことである)が経験した失望」を表明する。具体的には、スイスにおいて麻薬の不法取引に対処する法整備が進んでいなかった点を指した。

そして、スイス当局が直面していた状況について、その連邦政治局の代表が語った内容にこう述べている。

「この問題には、4つの側面があった。政治、憲法、衛生、そして経済面のそれである。政治的観点からは、スイスがヨーロッパで唯一(1912年の)阿片条約を批准していなかった不名誉を認識しつつ、彼はスイスがそれを晴らすことを切望していると言うのに躊躇することはなかった。」

「憲法上では、かなりの難事があり、いくつかの条項をごく幅広く解釈することによってのみ、連邦政府が州に対して拘束力のある法令を制定することができる。」

「保健上の見地からは、もちろんのこと、可及的速やかな条約批准と許可証システムの執行が必要なことは言を俟たない。」

「本当の難事は、経済上の理由による抵抗であった。スイスが生産するすべての麻薬のうち95パーセント以上を輸出している。その取引量から莫大な利益をあげていたので、商業上の利権を持つ側からは、新たな法令の成立を妨げようとする断固とした動きがあった。規制手段に対する抵抗が起こったのは、すべてこれが理由であることに、（この極秘メモの作成者の目には）疑いの余地はなかった。」

要するに、新たな麻薬規制に対する抵抗の根源は、すべからず金儲けなのであった。非合法なルートへ横流しされる可能性を知りながら、金儲けのためには目をそらしていた企業がいかに多かったことであるか。それはスイスだけではない。このような状況を抱えていた国はヨーロッパにも、また世界のさまざまな地域にもたくさんあったはずだ。

70年後、1988年に最も新しい条約「麻薬及び向精神薬の不法取引に関する国際連合条約」が成立したとき、スイス政府のみならず多くの国々は、また非常に似通った問題に対処しなければならなかった。

今度は対象が、麻薬や向精神薬のものではなく、それらを密造するのに必要な前駆物質やその他の化学物質になっただけのことであった。一世紀前と同じように。金儲けのために見て見ぬ振りをする企業の実在は、昔からあった。歴史は繰り返すと言わざるを得ない。

特に付記すべきことがある。1990年代初頭、前駆物質の国際規制が未だその揺籃期にあった頃、スイス当局は国際麻薬統制委員会（INCB）⁶やヨーロッパその他の国々と密接に協力して、国際流通の過程から前駆物質が、その国土を経由して多量に横流しされるのを未然に防いで、多大なる貢献をしたことである。

当時、横流しの企てに関して、我々が最初に発見した一連のケースは、スイス・コネクションであった。それは日本で最も乱用される覚醒剤の原料、エフェドリンの国際的な横流しの企てであった。国際連盟の時代、最初の麻薬規制条約を批准するのに手間取っていたこの国は、70年後、判明した横流しの企てに素早く対処できるようになっていた。

それはスイスだけではない。国際社会全体が、薬物規制において目覚ましい進化を遂げていた。国際連盟から国際連合に移行するなか、立て続けといてよいほど、さまざまな薬物規制条約が採択されたのである。



押収された覚せい剤原料エフェドリン

6 この連載で幾度も触れたが、INCBは各国が条約の規制を遵守しているかどうか監視する準司法的機能を持つ独立した委員会である。筆者は国連にあるその事務局に最も長く勤務した。

おわりに

この連載では、一世紀前の史料を渉猟し、「過去からの物語」を掘り起こしてスケッチを描いてきた。正規ルートからの麻薬等の横流し、その後に関わり密輸、それに伴う乱用の系譜があった。またこれらの問題への、国際社会のさまざまな対処の原点は、常に過去にあった。

麻薬犯罪の取締、(貧しさゆえに麻薬を生産する植物を作られてきた) 山岳地帯の農民を支える持続可能な代替開発、薬物乱用を防ぐための教育と啓蒙活動、それらはすべて、一世紀前に試行錯誤を重ねた先人たちの植えた種に、その原点がある。

そこには、国境を越えた具体的な協力体制が必要であった。

供給にも需要にも同時に対処しなければならない。阿片戦争の時代を見れば明らかだが、不法な供給が必要(乱用)を引き起こす。また需要があるとわかれば、犯罪組織はそこへ違法薬物を供給する。国際犯罪組織が狙うのは常に、規制が充分ではない無防備な地域であり、草の根の活動を含む、乱用防止活動が充分に浸透していない国々であった。歴史の証明するところである。

今こそ、我々は「過去からの物語」に学ばなければならない。そのいずれの事態にも再び陥らないようにするために。

一方に、組織犯罪の麻薬密輸取り引きへの複雑な関わりがある。他方で、それに対処するには、取り締まりに加えて、薬物乱用という需要を減らさなければならない。それは、ひとりひとりが自分事として関心を持つことから始まる。

今日、麻薬の合法化をめぐる無責任な議論が、世界で語られる。例えば大麻についてである。別のところで書いたことがあるが、いわゆる「合法化議論」の中には、「犯罪組織が得ている莫大な不法収益を防ぐため、国が限定販売をすればよい」といったものがある。世界には、実際にその動きをする国がある。条約違反である。(それへの対処は本稿の目的から外れるから、ここでは触れない。) しかし、そもそも身体的・精神的依存を

おこす薬物を、医療目的以外で国家が国民に提供してはならないのだ。

流石にわが国では、そういうことにはならない。しかし、日本においても、大麻の不法栽培は後を絶たないし、インターネットなどで、大麻は有害ではないという誤った情報が溢れ、大麻の乱用を容認する風潮さえ見受けられる。

麻薬は、規制されているから危ないのではない。危ないから規制されているのだ。そして、例えば大麻の人体への影響などは、科学的に検証されるべきものであって、住民投票などによって、一般人(素人)が決められる筋合いのものではない。

規制が弱まったところ、犯罪組織は新たな市場を作り出し、新しい買い手を見つけることになる。その中に読者諸賢の家族や友人が含まれるとしたら、他人事ではないはずだ。

日本の若者たちが薬物の乱用をしないことは、自分自身を救うのみならず、地球の反対側のどこかで、命をかけて取締に携わっている人たちを救う道につながる、第一歩でもある。一世紀前に先人たちが築いた道筋を、今、我々が見失うことがあってはならない。

(了)

キャベジンが、
胃の働く力を
取り戻していきます。



胃の働きが
弱ってきたと
感じる方。

キャベジンコーワα

第2類医薬品

●効能・効果／胃部不快感、胃弱、もたれ、胃痛、食べ過ぎ、飲み過ぎ、胸やけ、食欲不振、消化不良、胃酸過多



興和株式会社 興和新薬株式会社 東京都中央区日本橋本町三丁目4-14

製品のお問合せ: 興和(株)お客様相談センター(Tel.03-3279-7755 受付時間9:00~17:00 土・日・祝日は除く) 詳しくは [キャベジン](#) [検索](#)



薬が のどにつまらず、むせずにつるんと飲める らくらく®服薬ゼリー

ゴクン! といえば
龍角散



錠剤・カプセルに
「つつむ」タイプ



らくらく服薬ゼリー
(レモン味)



粉薬・漢方薬に
「まぜる」タイプ



らくらく服薬ゼリー 粉薬用
(いちごチョコ風味 / コーヒーゼリー風味)



薬を飲むための
ゼリーだから

のどに付着しない流動性

薬の作用や吸収に影響を与えない

ローカロリー

ノンシュガー

ノーアレルゲン

ノンカフェイン

合成着色料・保存料不使用

推薦

(公財)
日本学校
保健会

カロリー制限がある方、水分制限がある方など、どなたでもご利用いただけます。

株式会社 龍角散 東京都千代田区東神田2-5-12 [お客様相談室] 電話0120-797-010/時間10:00~17:00(土・日・祝日を除く)

※「らくらく」「らくらく服薬ゼリー」「ゴクン! といえば龍角散」は(株)龍角散の登録商標です。

<https://www.yukakusan.co.jp/>

らくらく服薬ゼリー

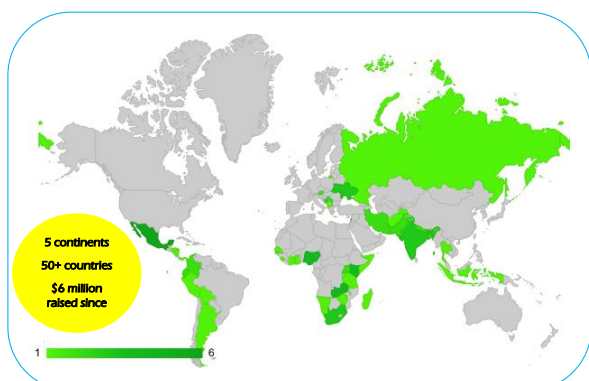
検索

国連支援募金によるプロジェクト活動状況

「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金運動は、1993年からスタートした「ダメ。ゼッタイ。」普及運動と呼応して、薬物乱用を許さない、薬物乱用のない社会環境づくりのために実施されており、国連薬物犯罪事務所（UNODC）を通じて、開発途上国の薬物乱用防止活動を行っている民間団体（NGO）のプロジェクトを援助しているほか、国内の啓発事業にも役立っています。

皆さんから寄せられた貴重な浄財は、すでに延べ613か国において、薬物乱用防止教育、代替作物のプロジェクト、NGO組織の設立、指導者の養成等に活用されており、この運動は、全世界的な薬物乱用防止活動の一つとして大変高く評価され、ますます活発に推進していくことが期待されています。

このたび、UNODC より2016年に実施した国連寄付金による各プロジェクトの活動報告書が届きましたのでご紹介します。



ASP (Afghanistan), Partnere per Femijet (Albania), Intercambios Asociación Civil (Argentina), Verein Dialog (Austria), Anton Proksh Institute (Austria), WARD (Bangladesh), CREA (Bangladesh), YMC (Bhutan), Lhak-Sam (Bhutan), Asociación Colmena Juvenil (Bolivia), Association PROI (Bosnia and Herzegovina), Association for re-socialization of former addicts "Proslavis Oporavak" (Bosnia and Herzegovina), Citizen association "Viktorija" (Bosnia and Herzegovina), YOWU BURUNDI (Burundi), Asociación Juvenil para el Desarrollo Integral, Cultural y Comunitario GALILEOS (Colombia), Corporación Nuevos Rumbos (Colombia), CODIN (Dominican Republic), CROP Youth Foundation (Ecuador), Corporación de Emprendedores de Esmeraldas (Ecuador), Philip Foundation Programme (Ghana), Alternativas Oportunidades (Honduras), The Dove Foundation (India), Rural Health Organization (India), EBC-URC (India), Independent Young people Alliance foundation (Indonesia), Kiyana NGO (Iran), ILIA (Iran), CLUCOD (Ivory Coast), National Council on Drug Abuse (Jamaica), Eastern Africa Regional Youth Network (Kenya), SCAD (Kenya), Kenya Muslim Youth Alliance (Kenya), MEWA (Kenya), Institute for Youth Development (Kazakhstan), PP "Child's Rights Defenders League" (Kyrgyzstan), Oum el Nour Rehabilitation/Drug Prevention (Lebanon), Skoun (Lebanon), Institute for Development, Research, Advocacy and Applied Care (Lebanon), Lebanon Addictions Center (Lebanon), Izbor-Stumica (Macedonia), NGO NY SAHY (Madagascar), Drug Fight Malawi (Malawi), Journey (Maldives), Espolea AC (Mexico), Fundación Cadavieco AC (Mexico), EDNICA IAP (Mexico), ACINERPAR (Mexico), Fundación Renacimiento IAP (Mexico), Cnetros de Integración Juvenil, A.C. (Mexico), Association "Mamele pentru Viata" (Moldova), Elpis (Moldova), Diocese of Budimje and Niksic (Montenegro), Blue Cross (Namibia), SARAH (Nepal), PRAIAS (Nepal), CENSOL (Nicaragua), KACAO (Nigeria), Youth Issue (Nigeria), Women Friendly Initiative (Nigeria), PRAWA (Nigeria), FRIP (Pakistan), Drug Free Pakistan Foundation (Pakistan), Pride de Panama (Panama), CEPIS (Peru), Drug abuse prevention center (Russia), WAGYI (Senegal), Youth Office of City Municipality of Zvezdara (Serbia), Friends of Children of Zvezdara (Serbia), FDIL-SL (Sierra Leone), Somaliland Youth Development and Voluntary Organization (Somalia), AUKSANI (South Africa), NICRO (South Africa), SADAT (South Africa), SADAT (Switzerland), Association of Students Against Drug Abuse and Trafficking (Sweden), Public organization SHOTO (Tajikistan), Kinara peer educators and health promoters trust (Tanzania), Bangkok School Foundation (Thailand), Uganda Youth Development Link (Uganda), Somero Uganda (Uganda), All-Ukrainian public center "Volunteer" (Ukraine), Charitable Foundation Another Life (Ukraine), Zhytomyr Regional Youth Organization "Modern Art" (Ukraine), Youth of JAZAS (Yugoslavia), Carita Mpika (Zambia), PLAP (Zambia), Youth Development Foundation (Zambia), Zakwathu Performing Arts Theatre (Zambia), HOIC (Zimbabwe)

DAPC Grant Recipients 2012 – 2017



Drug Abuse Prevention Centre, Japan

DAPC Grants

A platform inspiring youth to engage in evidence based drug prevention since 2012



Since 2012 every year UNODC, thanks to the works and generous donation of the DAPC, Japan, has been awarding grants to youth organizations in low and middle-income countries.

Final Report on 2016 Grants



Recipients of the 2016 Grants worked throughout 2017 to implement their activities. This is the brief report on their activities.

1

Public Fund "Child's Rights Defenders"



Within the framework of the project, adolescents were educated by **interactive trainings**, thanks to which a culture of value for their own health and a conscious attitude towards it were created in children. In addition, **most importantly, adolescents have developed skills to withstand negative pressure from others** and consciously refuse to use psychoactive drugs. Within the framework of the project, the **information magazine "Winner"** was issued, which aims to form and educate teenagers for a sustainable interest in a healthy lifestyle. As **methods of training**, the peer-to-peer methodology, exchange of experience and educational training were used. In general, we can **summarize** that now the **adolescents are ready to engage independently in the prevention of drug addiction** and will successfully demonstrate their skills. The **main goal** of the event is to **develop innovative services** based on digital technologies aimed at eliminating violence against children. In the **future**, proposed solutions can be implemented in the public sector, private companies and other organizations, which are directly involved in working with children.



YOWLI Burundi

2

With the DAPC grant, we have generated evidence that **parenting skills building supported by kindergarten for pre-school quality early childhood education, community awareness events, and media campaigns** are effective strategies and approaches to promote a healthy and safe development of children through a positive and nurturing parenthood and an enhanced family bonding aimed at providing positive mental and physical developmentally appropriate childhood thriving discipline in families. The **DAPC grant has tremendously increased the outreach of our organization** because our project received recognition from local administration, the project outcomes were disseminated online and via social media and a song heralding the project objectives has reached far.



国及びNGO名		プロジェクト名・目的	助成金額 (USドル)
①	キルギス	健康なライフスタイルを進め、薬物使用を防ぐ	
	公益財団「子どもの権利保護リーグ」	このプロジェクトは、国内の学校から生徒及び教員を選抜して薬物乱用防止の啓発を行うリーダーを育成することを目的としており、心理学者を講師として子供に対する社会的及び人生のスキルの訓練及び親の訓練を実施する。	20,000
②	ブルンジ	薬物乱用防止と健康で安全な心身の発達を促すためのプロジェクト	
	若い女性の知識とリーダーシップ協会 (YOWLI)	このプロジェクトは、子供たちの健康で安全な成長を促進することを目的としている。特に不登校の子供を持つ家族を対象として親のスキルの訓練とともに就学支援を実施する。	20,000

3

Iranian Life Quality Improvement Association (ILIA)



The ILIA, with this grant, provide 60 vulnerable girls and their family which has at least one drug disorders with parental and life skills programmes supporting parents in caring children at puberty and helping children at puberty understanding healthy behaviours in life. Moreover, this project especially enhanced the family bonding with family members who suffers from drug disorders, learning how to address the addiction of family members and respond to their health problems.

The outcomes of both parents and children evaluated by questionnaires showed that self-awareness and confidence as well as refusal skills is increased and raised awareness of the importance on physical and mental health.



"This helped to broaden the activities with young people and increased their active participation".

Partnere per Femijet

4

A project that aims to build youth's ability and skills to enable them to assess risks and to make appropriate choices within their lives. Furthermore, to reduce the prevalence of substance abuse in youth in several communities in Fier Municipality. Through a combination of a 10-week school skills building programme, the training of teachers and youth peer supporters, the development of a drug prevention school policy as well as a parenting awareness programme the project aims to achieve its goals.



国及びNGO名		プロジェクト名・目的	助成金額 (USドル)
③	イラン	「ライフスキルと親の訓練」プログラムを通じた、イランとアフガニスタンの女子学生と両親の協同活動の強化	
	イラン生活の質改善協会 (ILIA)	このプロジェクトで実施する生活スキル訓練 (LST) プログラムは、青少年に困難な局面で物事をうまく進めるために必要なスキルと自信をつけさせるもので、薬物に抵抗するスキル、自己管理能力、一般的な社会的スキルの3つの内容で構成されており、イランとアフガニスタンの路上で生活したり、労働させられている子供たちとその親に対して直接アプローチする。	13,773
④	アルバニア	若者は健康な生活を築く	
	家族とともに	このプロジェクトは、10週間の学校をベースとした若者 (12歳から15歳) の個人的、感情的、社会的スキルの成長を支援するものである。このプログラムは10の学校で実施され、同世代に支援される。これらの学校から選ばれたグループは活動の企画・開発・実施に関わる。	20,000

5

Corporación Nuevos Rumbos



During the past year, with the support of the DAPC Grant, Nuevos Rumbos implemented the Brief Intervention based on Motivational Interviewing (BIMI) program with 1,000 youngsters from five towns of Cundinamarca (Colombia), aimed at carrying out a preventive fair led by the youngsters as agents of change in each school.

The program achieved a decrease in last month prevalence of alcohol and other drugs in adolescents; diminished risk levels; promoted the creation of 90 initiatives that included posters, handouts, short films, pictures and cell apps; trained 45 teachers and counselors; empowered students in the fairs, and installed the fairs in the schools as institutional activities for the next years, led by the adolescents.



National Council on Drug Abuse

6



The NCDA has benefited greatly from this grant in relation to building a cadre of tertiary level volunteers. Three pre-programme training sessions were valuable in building their capacity to understand the drug situation among adolescents in Jamaica and deliver the SAPP methodology. Additionally, the project has resulted in an expansion of interactive prevention efforts targeting secondary students deemed to be at risk for drug use and has strengthened the agency's relationships with secondary schools in Kingston. Based on the success of the project, the NCDA aims to retain these facilitators/mentors to implement other national school-based drug prevention programs that the agency utilizes. The agency, project partners, recipients and schools wish to thank the UNODC for this grant and look forward to future partnerships that seek to protect youth from the dangers of drug use as well as build their capacity for favourable outcomes.

国及びNGO名	プロジェクト名・目的	助成金額 (USドル)
コロンビア	乱用防止の動機づけ 1000人の生徒からの動機の聞き取りに基づく介入の実施	
⑤ Corporación Nuevos Rumbos	このプロジェクトでは、スクールカウンセラーが短期介入の訓練を受け、必要な場合にはフォローアップや情報提供のサービスを行うことにより、生徒の認識を高めるとともに薬物乱用防止活動において良好な成績を上げた者には、さらに大きな活動への資金が与えられる。	20,000
ジャマイカ	薬物乱用防止プログラム	
⑥ 薬物乱用国民会議	このプロジェクトは、12歳から14歳の子供たちに、中学校教育の中でライフスキルを身につけさせることにより、薬物の使用や、危険な性的行動の開始を遅らせることを目的としている。プロジェクトでは、同世代の指導者を養成し、危険に直面している若者へ薬物乱用防止セッションを行えるように支援している。	20,000

2018年度「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金状況

(公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター

都道府県		実行委員会		ライオンズクラブ		ロータリークラブ		募金額合計	
		振込件数	募金額	振込件数	募金額	振込件数	募金額	振込件数	募金額
1	北海道	60	403,910	4	63,151	0	0	64	467,061
2	青 森	29	296,002	3	51,350	0	0	32	347,352
3	岩 手	59	150,218	1	3,000	0	0	60	153,218
4	宮 城	46	311,762	2	39,000	2	63,700	50	414,462
5	秋 田	133	381,480	3	49,836	0	0	136	431,316
6	山 形	38	427,093	3	18,386	0	0	41	445,479
7	福 島	127	2,311,494	0	0	0	0	127	2,311,494
8	茨 城	251	1,049,681	2	39,133	1	38,773	254	1,127,587
9	栃 木	8	104,592	0	0	0	0	8	104,592
10	群 馬	25	145,241	1	2,319	0	0	26	147,560
11	埼 玉	260	2,202,284	3	492,437	0	0	263	2,694,721
12	千 葉	72	327,890	1	16,800	7	63,990	80	408,680
13	東 京	208	1,569,986	1	27,202	0	0	209	1,597,188
14	神奈川	55	904,706	0	0	6	144,023	61	1,048,729
15	新 潟	117	215,133	2	67,395	0	0	119	282,528
16	富 山	2	393,436	0	0	0	0	2	393,436
17	石 川	13	407,092	6	54,702	1	1,000	20	462,794
18	福 井	5	362,351	1	5,000	0	0	6	367,351
19	山 梨	7	222,033	0	0	0	0	7	222,033
20	長 野	273	788,001	0	0	48	754,924	321	1,539,862
21	岐 阜	139	322,959	1	11,526	0	0	140	334,485
22	静 岡	52	433,603	20	226,974	1	10,000	73	670,577
23	愛 知	52	201,144	0	0	0	0	52	204,207
24	三 重	52	179,657	5	97,297	7	128,874	64	405,828
25	滋 賀	12	63,379	6	91,246	1	15,039	19	169,664
26	京 都	85	337,727	1	1,500	0	0	86	339,227
27	大 阪	52	738,025	43	677,047	12	173,805	107	1,588,877
28	兵 庫	15	276,801	0	0	0	0	15	276,801
29	奈 良	10	52,189	3	245,000	0	0	13	297,189
30	和歌山	32	180,521	13	198,287	9	106,669	54	485,477
31	鳥 取	35	117,220	0	0	0	0	35	117,220
32	島 根	57	169,705	3	12,788	0	0	60	182,493
33	岡 山	79	242,775	15	107,167	0	0	94	349,942
34	広 島	45	377,415	1	769,979	7	260,900	53	1,408,294
35	山 口	45	1,328,942	5	55,974	3	131,371	53	1,516,287
36	徳 島	6	547,469	0	0	0	0	6	547,469
37	香 川	7	42,323	4	47,850	0	0	11	90,173
38	愛 媛	3	2,023,905	1	25,000	0	0	4	2,048,905
39	高 知	37	297,620	0	0	0	0	37	297,620
40	福 岡	42	248,807	17	182,877	0	0	59	431,684
41	佐 賀	41	201,685	0	0	1	3,553	42	205,238
42	長 崎	40	286,970	0	0	0	0	40	286,970
43	熊 本	35	240,394	0	0	0	0	35	240,394
44	大 分	89	959,970	2	10,000	1	33,324	92	1,003,294
45	宮 崎	19	94,619	0	0	0	0	19	94,619
46	鹿児島	65	599,035	0	0	1	11,658	66	610,693
47	沖 縄	190	1,009,782	0	0	0	0	190	1,009,782
	合 計	3,124	24,549,026	173	3,690,223	108	1,941,603	3,405	30,180,852

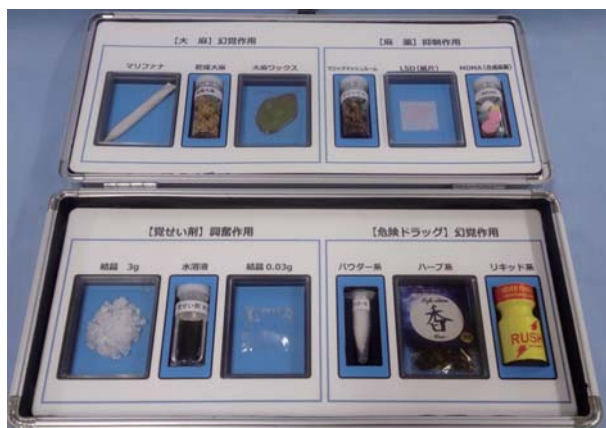
	振込件数	募 金 額
実行委員会	3,124	24,549,026
官公庁／団体	46	767,317
ライオンズ	173	3,690,223
ロータリー	108	1,941,603
企 業	257	1,329,616
総 計	3,708	32,277,785

2018年度「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金は12月15日で締め切りました。
12月16日からの分は、平成31年度の募金に計上されます。

尚、ライオンズクラブ、ロータリークラブの募金
が実行委員会に含まれている場合もあります。

コンパクト乱用薬物標本

新発売



軽量でコンパクト、耐久性に優れ、持ち運びにも便利な新しい薬物標本です。

■使用形態や形状の模造標本

- ・覚せい剤（興奮作用）
- ・麻薬（抑制作用）
- ・大麻（幻覚作用）
- ・危険ドラッグ（幻覚作用他）

* 乱用される代表的な薬物に絞りそれぞれ3種、計12種

■軽量でコンパクト

アルミケースに収納され持ち運びが容易、耐久性にも優れています。
薬物乱用防止教室など教育現場での指導にもご活用いただけます。

※乱用薬物が規制されている法律や刑罰の解説付き

●仕様

サイズ：300mm×150mm×55mm（開閉金具箇所含）

ケース：軽量アルミ

重量：860g

価格：19,980 円（税込） / 梱包送料：別



介護付有料老人ホームと在宅福祉のご案内です。

八王子市暁町



●シルバービレッジ八王子



八王子に隣接
救急指定右田病院



日野・日野東館に隣接
康明会
ホームケアクリニック

直下型地震にも対応
安心の免震構造

●シルバービレッジ日野東館



多摩モノレール
甲州街道駅徒歩1分！！

●シルバービレッジ日野



八王子市宮下町

●シルバービレッジ八王子西



在宅福祉部

- 居宅介護支援事業所
シルバービレッジいちょうの里
- 訪問介護事業所
シルバービレッジいちょうの杜
- セカンドライフ応援倶楽部
シルバービレッジいちょうの実

「ゆったりと安心の毎日」をお届けしています。
シルバービレッジ

パンフレットのご請求は

0120-19-0432

ホームページ **シルバービレッジ** 検索

株式会社シルバービレッジ 代表取締役会長 石井 征二（八王子陵東LC）

第五次薬物乱用防止五か年戦略

平成30年8月 薬物乱用対策推進会議

1. はじめに

(1) 昨今の国内薬物情勢

政府においては、平成10年5月に策定した「薬物乱用防止五か年戦略」を皮切りに、これまで4度にわたり同戦略を策定し、関係各省庁が緊密に連携して、薬物の需要と供給の両面から総合的な薬物乱用防止対策を推進してきた。

この結果、平成29年における覚醒剤事犯での検挙人員は10,284人となり、第三次覚醒剤乱用期のピーク時であった平成9年の19,937人に比べ約半数近くまで減少し、中でも、未成年者の検挙人員については平成29年に93人となり、平成9年の1,601人に比べ90%以上減少する等、着実な成果を挙げているところである。

また、「第四次薬物乱用防止五か年戦略」の期間中に深刻な社会問題となつた危険ドラッグの更なる乱用を防止するため、平成26年7月に「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」を策定し、政府一丸となって徹底的な対策を講じた結果、平成26年3月時点で215店舗存在した危険ドラッグ販売店舗を平成27年7月に全滅させた。

一方で、我が国における覚醒剤事犯の検挙人員は、「第四次薬物乱用防止五か年戦略」が策定された平成25年以降、若干減少傾向にあるものの、平成29年においても依然として1万人を超

える数値で推移している。また、大型の覚醒剤密輸事犯の摘発が相次ぎ、平成28年と平成29年の覚醒剤押収量が1トンを超える等、我が国における覚醒剤需要は未だ根強いといえる。さらに、覚醒剤事犯検挙人員に占める再犯者率の上昇も懸念されており、平成29年には、65・5%と過去最高値を記録している。

大麻事犯については、平成25年の検挙人員は1,616人であったが、平成29年には過去最多となる3,218人が検挙され、そのうち約半数にあたる1,519人が青少年であり、青少年を中心に大麻の乱用の裾野が拡大している。大麻については、「インターネット等において、「有害性がない」等の誤った情報が氾濫しており、青少年の大麻乱用の拡大につながっていると推測される。

平成27年に1,000人を超えた危険ドラッグ事犯の検挙人員は、平成29年においては726人と減少傾向にあるものの、インターネットを通じた密売等密売ルートの巧妙化や潜在化が進んでおり、引き続き十分な警戒が必要である。

麻薬・向精神薬事犯の検挙人員については、大きな増減は見られないものの、睡眠導入剤等として医療用途で流通している向精神薬に関しては、乱用事案に加えて、その悪用による凶悪犯

罪等が見られる。

さらに、近年、スマートフォンの普及等により、手軽にインターネットを利用できる環境となったことで、匿名性の高いインターネットを利用した薬物密売が行われるなど密売・購入手法について潜在化・巧妙化が一層進行している。

(2) 海外の薬物情勢

我が国で乱用される薬物については、そのほとんどが海外から密輸されるものであるため、海外での乱用状況を的確に把握し、我が国への影響を予測した上で、国内での乱用拡大を未然に防止する対策を講ずる必要がある。

たとえば、海外で乱用が拡大していた濃縮大麻である大麻ワックスや大麻リキッド等は瞬く間に我が国にも流入し、現在、その乱用拡大が懸念される状況にある。また、覚醒剤やMDMAなどの違法薬物の類似物質が我が国に流入する事件も発生するなど、海外で流通している未規制物質の流入事例も発生している。

また、海外の薬物情勢で、今後特に注目すべきは、嗜好用大麻の合法化の動きである。平成29年のウルグアイに続いて、平成30年にはカナダで嗜好用大麻の合法化が決定したが、これらは、我が国で懸念されているインターネット等を通じた大麻に関する誤情報の拡散をおおいかねない。

さらに、米国においては平成28年に医療用麻薬（オピオイド系麻薬フェンタニル）を含む違法薬物の過剰摂取で少なくとも約6万4千人が死亡する事態が発生しており、このような状況を受け、平成29年10月、米大統領は「公衆衛生の非常事態」を宣言した。米国

での乱用の中心であるフェンタニルは我が国でも医療用麻薬として流通している物質であり、現時点においては、我が国内での乱用はほとんど見られないものの、今後の動静に注視する必要がある。

2. これからを見据えた薬物乱用防止対策

現在、我が国においては、「観光立国日本」の実現に向け、政府一丸となった様々な施策を推進しているところであるが、今後、平成31年に開催されるラグビーワールドカップや、平成32年（2020年）の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、訪日外国人のさらなる増加が見込まれる。

今後、幅広く科学的知見を蓄積・反映させながら、刻一刻と変化する薬物乱用情勢に対して、以下の3つの視点を持ちつつ、政府を挙げた総合的な対策をより一層講ずることにより、薬物乱用の根絶を図ることとする。

(1) 国際化を見据えた水際を中心とした薬物対策の強化

近年、大型の覚醒剤密輸事犯の摘発等により覚醒剤の大量押収が続いたにも関わらず、国内において覚醒剤の供給が不足しているとの情報はなく、我が国へ流入している覚醒剤は相当量に上るものと推測される。

薬物密輸を阻止するためには、国内の暴力団組織や外国人犯罪組織等の薬物犯罪組織への取締りを徹底し、国内において薬物密輸を手引きする国内組織の弱体化を図るとともに、海外の捜査機関等と連携を密にし、我が国への薬物密輸情報を積極的に入手する体制を強化することが必要である。また、

違法薬物を巡る環境は、密輸やインターネット上での販売など手口が巧妙かつ多様化していることを踏まえ、取締りに当たっては、コントロール・デリバリー捜査（泳がせ捜査）を始めとして、各機関が連携した取締りを推進することが効果的であるため、薬物を専門とする取締機関の体制強化や資機材を充実する必要がある。加えて、海外からの持ち込みを未然に防止するため、積極的に訪日外国人に向けて我が国の薬物規制状況について発信することも必要である。

薬物問題は一国内に留まらず世界規模で発生しており、薬物取引等に利用されるインターネット取引への対策をはじめとし、国際的な連携の下に取り組むべき問題であることを十分に認識し、各国において実施されている総合的な薬物乱用対策について、その知見を収集し、我が国の施策へ活用するとともに、我が国の薬物乱用対策の取組みを発信していくことにより、国際社会の一員として積極的に国際的な薬物乱用対策へ貢献していくことが重要である。

(2) 未規制物質・使用形態の変化した薬物への対応の強化

危険ドラッグについては、政府一丸となって取り組み、一定の成果を挙げたところであるが、現在、法の規制枠組みを逸脱した覚醒剤類似物質、医療用麻薬であるフェンタニルの類似物質等が海外で流通しており、海外から流入し、国内で流通・乱用が広がった場合、国民生活に与える影響は甚大であると予想される。

加えて、我が国で乱用が深刻化している大麻については、従来の植物体で

の乱用形態から、有害成分のみを濃縮・抽出した大麻ワックス、大麻リキッド等と呼ばれるさまざまな形態へと変化し、国内の各地において押収事例が報告されている。また、大麻合法化を推進する国や地域において、大麻を食品に混入したいわゆる大麻クッキーや大麻キャンディー等と呼ばれる大麻製品が販売されており、緊急搬送事例や健康被害事例等も報告されている。

このような状況を鑑み、これら未規制物質や使用形態の変化した薬物等の国内での乱用を防ぐために、海外での乱用実態や当該物質の危険性・有害性に関する情報をいち早く入手し、迅速な規制を設けるとともに、関係機関での情報共有、乱用薬物の研究促進等の体制強化を図る必要がある。また、海外渡航者に対し、我が国と海外との薬物乱用状況の違いを踏まえ、渡航先における注意喚起を強化する必要がある。

(3) 関係機関との連携を通じた乱用防止対策の強化

我が国では、青少年を中心とした大麻の乱用が拡大し、平成29年の青少年の大麻事犯検挙人員は平成25年の約2倍まで増加するに至った。また、覚醒剤事犯検挙人員についても、その再犯率は年々増加の途をたどっている状況にある。

これまでも、青少年を中心とした国民全体に対し、未然防止のための広報啓発を実施してきたが、今後はより一層効果的な施策を行うべく、薬物問題が、身近に迫っている脅威であるという認識の下、関係府省庁がそれぞれの強みを活かしながら、科学的知見に基づいた危険性・有害性等の啓発内容の充実を図ることが必要である。また、

関係府省庁が時勢に即した統一的な啓発方針を共有し、その方針を関係機関・団体に深く浸透させるよう呼びかけることで、社会が一体となった施策が実行できるものと考えられる。

薬物の再乱用を防止する観点からは、薬物乱用者に対する社会復帰体制を整備すべく、認知行動療法に基づく治療回復プログラムなどの依存症治療のための専門医療機関の拡充や指導者の育成を行うとともに、刑事司法関係機関や地域の精神保健福祉センター等、関係機関・団体が連携を密にしつつ社会全体で支援体制作りを進めていくことが重要である。

さらに、昨今、悪用事案が多発している向精神薬等について、医療機関、薬局、関係団体等と緊密に連携しながら、向精神薬等の適切な取り扱いを推進するとともに、監視・取締りの強化に努めていく必要がある。

3. 戦略目標

本戦略を推進するに当たっては、以下の5つの目標を設定し、薬物乱用対策推進会議の下に関係府省庁が緊密に連携し、各目標の達成に向けた取組を推進する。

目標1・・・青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

目標2・・・薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

目標3・・・薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応に

よる薬物の流通阻止
目標4・・・水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止
目標5・・・国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

4. 5つの目標

目標1

青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

これまでに、関係府省庁が一体となって実施してきた薬物乱用未然防止のための諸施策により、国民全体の薬物生涯経験率は諸外国に比べて低水準を保持してきた。

また、平成26年に社会問題化した危険ドラッグについても、政府一丸となって未然防止対策を推進した結果、危険ドラッグ事犯検挙人員は、年々減少するなど、着実にその効果が現れている。

一方、インターネットを中心とした誤った情報の流布等も一因となって、大麻事犯検挙人員は増加傾向にあり、平成29年の検挙人員は過去最悪となった。とりわけ30歳未満の大麻事犯検挙人員は増加しており、平成29年中の大麻事犯全体の約47%を占めている。

薬物乱用を未然に防止するため、特に青少年を中心に薬物乱用の危険性・有害性を正しく認識させるべく、学校等と連携した薬物乱用防止教室の開催等を通じた積極的な広報・啓発が必要不可欠である。

また、啓発対象年齢層に応じて、薬物乱用に関する基礎知識、薬物の具体的な危険性・有害性、薬物乱用への勧誘に対する

する対応方法等、より理解しやすい手法を検討しながら、効果的な啓発を実施する必要がある。

加えて、現在、青少年を中心に乱用が拡大している大麻や、今後流通しうる乱用薬物について啓発を強化する必要がある。

このため、以下の対策を講ずることとする。

(1) 学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実

児童生徒が、薬物乱用の危険性・有害性について正しい知識を持ち、薬物乱用を拒絶する規範意識を向上させることができるよう、小学校、中学校及び高等学校における指導・教育内容の充実に図るとともに、指導者が、科学的知見に基づいた適切な指導・教育方法を修得するよう研修を行うなどの必要があるため、以下のような取組を行う。

（薬物乱用防止教育の内容の充実強化）

- ・学校における薬物乱用防止教育は、小学校の体育科、中学校及び高等学校の保健体育科、特別活動の時間はもとより、道徳、総合的な学習の時間等の学校の教育活動全体を通じて指導が行われるよう引き続き周知を図る。（文部科学省）
- ・児童生徒が、薬物乱用の危険性・有害性のみならず、薬物乱用は、好奇心、投げやりな気持ち、過度のストレスなどの心理状態、断りにくい人間関係、宣伝・広告や入手しやすいなどの社会環境などによって助長されること、また、それらに適切に対処する必要があることを理解できるようにするため、指導方法の工夫が行われるよう一層の周知を図る。（文部科学省）

- ・薬物の危険性・有害性等に関する科学的な知見に基づいた薬物乱用防止に関するパンフレットや教材等を作成・配布する。（厚生労働省、警察庁、文部科学省）

（薬物乱用防止教室の充実強化）

- ・薬物乱用防止教室は、学校保健計画に位置付け、すべての中学校及び高等学校において年1回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努める。（文部科学省、警察庁）

- ・関係機関が連携し、薬物乱用防止教室で活用するための有効な資料の研究・開発を行う。（厚生労働省、警察庁、文部科学省）

- ・薬物等に関する専門知識を有する警察職員、麻薬取締官、学校薬剤師、矯正施設職員、保健所職員、税関職員等が連携し、学校等における薬物乱用防止教室を充実強化する。（文部科学省、警察庁、財務省、法務省、厚生労働省）

- ・薬物乱用防止教室の開催に際して、薬物乱用防止広報車を活用する等して児童生徒の薬物乱用根絶意識の向上を図る。（警察庁）

- （学校と警察等関係機関・団体との連携強化）

- ・学校警察連絡協議会、研修、講演等を通じて情報交換を実施することで、学校と警察等の関係機関との連携を一層強化する。（文部科学省、警察庁、法務省）

- （研修等を通じた指導方法・指導者の資質向上）

- ・薬物乱用防止教育に携わる指導者に対する研修会や講習会を開催するとともに、最新かつ正確な薬物知識を掲載した資料等を提供するなどし、指導方

法及び指導内容の充実強化を図る。

（文部科学省、警察庁、厚生労働省）

- ・教員以外の指導者による効果的な指導に必要な薬物乱用に関する最新の知見のみならず、児童生徒の発達段階、学校における指導状況等への理解を深めるため、国、都道府県、関係機関等が開催する研修会の充実を図る。（文部科学省）

- ・薬物乱用防止教室の講師等を行う薬物乱用防止指導員の育成と資質向上を図る。（厚生労働省）

- （大学等の学生に対する薬物乱用防止のための啓発の推進）

- ・大学等の学生に対して、講習会を実施する等の薬物乱用防止に関する啓発活動を推進する。（文部科学省、厚生労働省、警察庁、内閣府）

- ・大学等の学生に対する薬物乱用防止のための啓発資料を作成・配布し、大学等に対し入学時のガイダンスにおける活用を促すなど、啓発・指導の充実を図る。（文部科学省）

- ・大学等の学生担当の教職員が集まる会議等において「大学生等に対する薬物乱用防止のための啓発用パンフレット」の活用や大学等での取組の促進について理解啓発を図る。（文部科学省）

(2) 有職・無職少年に対する啓発の強化

少年の覚醒剤事犯・大麻事犯検挙者のうち、有職・無職少年の占める割合が大きい反面、このような少年は薬物乱用防止教育を受ける機会が少ない状況にある。そこで、有職・無職少年の生活状況に対応しつつ、薬物乱用防止に関する啓発に触れる機会を提供するとともに、手法を工夫した啓発を引き続き実施する必要があるため、以下の取組を行う。

（労働関係機関・団体等による啓発の推進）

- ・新入社員等を対象とする薬物乱用防止講習を実施する。（警察庁）

- ・有職・無職少年を対象とする薬物乱用防止啓発読本を作成し、配布する（厚生労働省）

- （インターネット等を活用した広報・啓発の推進）

- ・政府広報、ウェブサイト、SNSへの薬物乱用防止パンフレット等の掲載を通じて情報を発信する。（内閣府、警察庁、厚生労働省）

- ・青少年の検挙者が増加している大麻を始めとした薬物の依存性や危険性を周知するため、内閣府ウェブサイトにおいて漫画を用いた啓発活動を実施する。（内閣府）

(3) 家庭・地域での薬物根絶意識の醸成と未然防止のための取組強化

青少年による薬物乱用を防止するためには、学校教育のみならず、家庭・地域社会が一体となった薬物乱用未然防止のための広報・啓発機会を提供する環境整備が必要であるため、以下の取組を行う。

- （家庭や地域における薬物乱用防止に関する広報・啓発の推進）

- ・保護者や地域社会を対象とした薬物乱用防止啓発資料の作成・配布等を通じて薬物乱用防止広報・啓発を推進する。（警察庁、厚生労働省）

- ・SNSやウェブサイト等、インターネットを通じて青少年へ伝わる有害情報への対策としてフィルタリングの導入を普及促進する。（警察庁）

- ・“社会を明るくする運動”の一環として、薬物乱用問題をテーマとした地域住民を対象とする講演会、住民集会、

ケース研究等を実施するとともに、地域における研修会及び講演会などへ講師を派遣する。(法務省)

・薬物等を含む各種依存症の予防に資するため、保護者や地域住民等に向けた啓発講座である「依存症予防教室」を実施する。(文部科学省)

(関係機関・団体と連携した情報共有体制の構築と活用)

・相談機関間の連携強化により迅速な情報共有体制を構築する。(厚生労働省、内閣府、警察庁、消費者庁、法務省、財務省、文部科学省)

・各種啓発ポスターやチラシを作成し、関係機関・団体へ配布する。(厚生労働省、内閣府、警察庁、法務省、財務省、文部科学省)

・薬剤師会等の薬物の専門知識を有する関係機関・団体と連携し、啓発活動を実施する。(厚生労働省)

(街頭キャンペーン等による啓発の推進)

・「薬物乱用防止のための指導指針に関する宣言」(国連薬物乱用防止根絶宣言)支援事業として行われる「ダメ。ゼッタイ。」普及運動(6月20日～7月19日)を始め、「不正大麻・けし撲滅運動」(5月～6月)、「薬物乱用防止広報強化期間」(6月～7月)、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」(7月)、「社会を明るくする運動」(7月)、「麻薬・覚醒剤乱用防止運動」(10月～11月)、「子供・若者育成支援強調月間」(11月)、「薬物銃器犯罪根絶の集い」等において、青少年及び青少年育成関係者に対し、薬物乱用の危険性・有害性や薬物乱用防止のための指導方法等についての広報啓発活動を一層積極的に展開する。(厚生労働省、

内閣府、警察庁、法務省、文部科学省)

・関係機関・団体と連携し、駅前や街頭でのキャンペーン等を実施する。(警察庁、財務省)

・街頭ビジョン、交通広告媒体等を活用した広報・啓発を実施する。(警察庁)

(地域における相談窓口の周知)

・政府広報、ウェブサイトやリーフレット等の広報媒体のほか、研修会、講習会、各種国民運動などのあらゆる機会を通じた相談窓口の周知により相談機関の積極的な活用を図る。(厚生労働省、内閣府、警察庁、消費者庁、法務省、財務省、文部科学省)

(薬物乱用少年の早期発見・補導等の推進)

・街頭補導活動による薬物乱用少年の早期発見・補導を通じて、薬物乱用防止を図る。(警察庁)

・少年のたまり場となりやすい店舗・場所の管理者等に対して、警察への早期通報等について協力を要請する。(警察庁)

・少年補導員等に対して、少年の薬物乱用状況や乱用薬物についての知識の向上を行う。(警察庁)

(4) 海外渡航者に対する広報・啓発活動の推進

我が国と諸外国における薬物乱用状況には大きな違いがあり、海外渡航者が渡航先において、興味本位で薬物を使用することを防止するとともに、

「運び屋」への勧誘に応じることの危険性について、十分に注意喚起を行う必要があることから、以下のような取組を行う。

(広報媒体等を活用した広報・啓発)

・ウェブサイト等を活用し、海外渡航

者等に向け、違法薬物の危険性、海外での違法薬物の所持、密輸等の危険性や大麻を原材料とする食品等の持ち帰りに関する注意喚起を行うとともに、政府の取組の周知を行う。(警察庁、財務省、外務省、厚生労働省)

(関係機関・団体と連携した広報・啓発の推進)

・海外渡航に関係する事業者等に対し、渡航先における薬物乱用の危険性や薬物乱用防止に関するポスターの掲示、ウェブサイト等の紹介を依頼する。(厚生労働省、警察庁)

(5) 広報・啓発の強化

青少年を中心とした大麻事犯検挙者の増加や、めまぐるしく変化する乱用薬物の種類・形態等について、科学的知見に基づき、各年齢層に応じた広報・啓発を実施するなど、工夫を凝らした手法によって青少年を中心とした国民全体に対し薬物乱用の危険性・有害性を正しく認識させる必要があるため、以下の取組を行う。

(科学的知見のさらなる活用促進)

・薬物の危険性・有害性等の科学的知見を関係機関・団体と共有し、広報・啓発資料に反映させることで内容の充実を図る。(警察庁、厚生労働省)

・違法薬物による死因については、医師による死亡診断書・死体検案書への適切な記載とともに、警察等の情報提供により、適切に市町村と共有を図る。(厚生労働省、警察庁)

(ウェブサイト等のあらゆる広報媒体を活用した広報・啓発)

・政府広報、ウェブサイト、啓発用DVD等を始めとしてより青少年の目に触れやすい広報媒体を活用するとともに、薬物の危険性・有害性等を強く印

象付ける画像等を用いるなど、手法を工夫し、内容を充実させ、啓発活動を強化する。(厚生労働省、警察庁、内閣府)

・「あやしいヤクブツ連絡ネット」を通じて、インターネット上で販売される薬物等の関連情報を収集・提供するとともに、薬物乱用の危険性・有害性等の周知を行う。(厚生労働省)

・ウェブサイトや税関展示室等を活用し、広く一般国民に対して税関における水際取締対策等を広報する。(財務省)

・啓発ポスターやチラシを、消費生活センター等の協力を得て配布する。(消費者庁)

・自動車運送事業者に対し、監査や講習等を通じ、薬物の使用禁止の徹底を周知する。(国土交通省)

(乱用薬物情勢に即した乱用防止のための啓発)

・効果的な啓発を実施するため、我が国の薬物乱用情勢に即した啓発内容を関係機関等と共有する。(厚生労働省、警察庁)

(統一的な方針に基づく啓発の推進)

・関係府省庁と連携して、啓発方針等を明確にするとともに、関係機関及び地方公共団体に対して情報共有を行い、国・地方等が一体となり啓発活動を推進する。(厚生労働省、内閣府、警察庁、消費者庁、法務省、財務省、文部科学省)

(6) 広報・啓発活動による効果検証の推進

各種広報・啓発施策の実施による効果を検証し、より一層効果的な施策を実施するために、以下の取組を行う。(意識調査の実施)

・青少年を中心とした国民の薬物乱用に関する意識調査を行うなどして広報・啓発活動の効果を確認するとともに、意識調査の結果を広報啓発活動に反映させるなど、広報・啓発施策の一層の充実を図る。（厚生労働省、警察庁）

目標2

薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

薬物を乱用した者の再乱用防止対策については、早期に発見し、早期に対応を行うことが重要であり、また、その際には本人の状況及び状況に応じた対応が必要である。

薬物乱用者が社会復帰し、薬物の再乱用を防止するためには、認知行動療法等を中心とした薬物依存症の適切な治療と社会復帰に向けた効果的な指導・支援の両輪により対策を講じる必要がある。

そのためには、薬物乱用は犯罪行為であるとともに薬物依存症という病気である場合があることを十分に認識し、社会復帰や治療のための環境整備に努め、社会資源の活用を行った上で、再乱用防止施策を推進する必要がある。

また、薬物依存の治療及び薬物乱用者の社会復帰支援には、関係省庁間での連携を密にすることは当然であるが、民間団体との連携や薬物問題に悩む家族へのきめ細やかな支援が重要であることを理解し、効果検証等を通じて、より一層効果的な再乱用防止対策を推進する必要がある。

このため、以下のような対策を講ずることとする。

(1) 薬物依存症者等への医療提供体制の強化

薬物依存症の治療を提供できる医療機関が限られており、薬物依存症者の中には、遠方の医療機関への通院が困難であり治療を受けない者や治療を中断してしまう者が存在する。薬物の再乱用防止には、薬物依存症からの回復に向けて適切な治療を継続して実施する必要がある。認知行動療法に基づく治療回復プログラムの実施を中心とした医療提供体制の充実強化のため、以下の取組を行う。

（専門医療機関の充実）

・都道府県及び政令指定都市における薬物依存症の専門医療機関、治療拠点機関の選定を推進するとともに、認知行動療法を用いた治療・回復プログラムのさらなる充実・普及を図る。（厚生労働省）

（治療が可能な医療従事者の育成）

・薬物依存症の治療に当たる医療従事者の専門性を向上するための認知行動療法等の研修を実施するとともに、精神科以外の医療機関に勤務する医療従事者の対応力向上や潜在的な薬物依存症者の早期発見、早期対応に資するための研修の充実を図る。（厚生労働省）

(2) 刑事司法関係機関等における社会復帰に繋げる指導・支援の推進

薬物乱用者の薬物の再乱用を防止するためには、薬物依存症の患者である場合もある薬物事犯者に対し、薬物を使用しないよう指導することに加え、薬物依存症は適切な治療・支援により回復することができるとの病識であるという認識を持たせ、適切な治療・支援を受けさせる等、刑事施設等入所中から保護観察を経て地域移行に至るまでの継続的かつ長期的な指導・支援を充実させることが重要であることから、以

下の取組を行う。
（矯正施設における効果的な指導・支援の推進）

・矯正施設における適切なアセスメントの実施を推進し、再犯リスクを踏まえた効果的な指導を実施するとともに、薬物指導等体制を整備する。（法務省）
（保護観察対象者に対する効果的な指導・支援の推進）

・薬物再乱用防止プログラムを特別遵守事項に義務付けて実施するとともに、同プログラムに基づく指導を義務付けられない者に対しては、自発的意思に基づく簡易薬物検出検査を受けるよう働き掛ける。（法務省）

・薬物依存のある保護観察対象者に対し、必要に応じて地域の医療機関における医療や精神保健福祉センター等における支援を受けるよう働き掛ける。（法務省）

・必要な知識・資格等がなく、又は自己の能力に応じた適切な職業選択ができないなどにより、求職活動が円滑に進まない場合や一旦就職しても離職してしまう場合などがあるという課題を踏まえ、薬物依存のある者を含む保護観察対象者に対し、就労に向けたきめ細かな支援の充実を図る。（法務省）

・薬物依存のある刑務所出所者等の再乱用防止対策等を充実強化し、引き続き地域においても適切な支援を受けることができるよう、地方更生保護委員会及び保護観察所における所要の体制整備を図る。（法務省）

・薬物依存からの回復等に関する専門家を招へいし、薬物依存のある保護観察対象者の処遇に当たる保護観察官を対象として薬物依存対策研修やスーパーバイズを実施する。（法務省）

（保護司適任者の確保と活動基盤の強化）

・薬物依存のある保護観察対象者の社会復帰支援を担う保護司の安定的確保を推進するため、保護司候補者検討協議会や保護司活動インターンシップの実施等を通じて保護司適任者の確保に努めるとともに、保護司活動に伴う様々な負担の軽減に寄与する更生保護サポートセンターの拡充を更に推進するなどして、保護司の活動基盤を強化する。（法務省）

（更生保護施設における社会復帰支援体制の強化）

・更生保護施設等において薬物依存のある保護観察対象者の受入れを促進するとともに、当該施設等の受入れ機能の強化や薬物依存から回復するための支援を充実させる。（法務省）

（刑事司法関係機関による社会復帰支援の推進）

・薬物事犯者の再乱用防止対策の在り方を検討する。（法務省）
・薬物事犯者に対する処遇プログラム等に関する矯正・保護実務者連絡協議会の開催を通じて、施設内処遇と社会内処遇の効果的な連携の在り方を検討する。（法務省）

・出所後の帰宅先が確保されていない薬物事犯受刑者等に対し、薬物事犯者特有の問題性に焦点を当てた調査を実施し、問題性に応じた出所後の帰宅先の確保に係る生活環境の調整を実施する。（法務省）

・刑事施設を満期出所した薬物事犯者等に対し、必要な支援を実施する。（法務省）

・薬物事犯により検挙した執行猶予判決が見込まれる者、保護観察の付かな

い執行猶予判決を受けた者等に対し、必要に応じて面接を行い、再犯防止に資する情報の提供、認知行動療法に基づいた再乱用防止プログラムの実施、医療機関等への引継ぎなどを行う。

(厚生労働省、警察庁)

・再乱用防止指導の一貫性を保つとともに、対象者に応じた適切な対応を可能とするために、再乱用防止に従事する職員向けの教材等の作成や研修の充実を図る。(厚生労働省)

(依存度合に応じた効果的な指導・支援の推進)

・矯正施設において再犯リスクを踏まえた効果的な指導を実施する。(法務省)

(3) 地域社会における本人・家族等への支援体制の充実

薬物依存のある者の再乱用を防止するためには、刑事司法関係機関での対応を終えた後も地域社会の中で引き続き適切な支援を受けることができるよう、地域の医療・保健・福祉機関と連携を図り、適切な機関へつなげていくことが重要であることから、以下の取組を行う。

(相談・支援窓口の周知と充実)

・都道府県及び政令指定都市に依存症相談員を配置した相談拠点を設置し、本人やその家族からの薬物依存症に関する相談支援窓口の充実を図る。(厚生労働省)

・精神保健福祉センター等において、民間団体との連携を図りつつ、本人に対する治療・回復支援や家族に対する支援に取り組む。(厚生労働省)

・法務少年支援センターについての広報を推進する。(法務省)

・薬物依存のある刑務所出所者等の引

受人・家族等に対し、薬物乱用の有害性及び当該刑務所出所者等への対応等に関する知識を付与するための講習会・相談会を実施する。(法務省)

・薬物問題を抱える当事者及びその家族に向け、冊子の配布や講習会を開催する等して相談・支援窓口や民間支援団体の周知を行い、相談機関活用を促進を図る。(厚生労働省、警察庁)

・各地域において、薬物依存症者等を支援する関係機関の連絡会議を開催し、各機関における相談事例を共有するなど、当事者及びその家族等に対する相談体制の充実強化を図る。(厚生労働省)

(自助グループ等民間団体支援の充実)

・薬物依存症からの回復に向けて、薬物依存症者やその家族を切れ目なく支援するため、地域で活動する自助グループ等民間団体の活動を促進するための取組の充実を図る。(厚生労働省)

(相談・支援に携わる人材の育成)

・都道府県及び政令指定都市の精神保健福祉センター等において薬物依存症の相談支援に当たる職員の対応力を強化するため、研修の充実を図る。

(厚生労働省)

・障害福祉サービス事業者や相談支援事業者等の薬物依存症者への生活支援に当たる者に対する研修の充実を図る。(厚生労働省)

・職員の専門性向上を図るための各種研修等を実施する。(法務省)

(刑事司法関係機関と地域社会が連携した社会復帰支援体制の強化)

・法務省及び厚生労働省により策定された「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」に基づき、刑事司法関係機関と医療・

保健・福祉機関等との一層の連携を図る。(法務省、厚生労働省)

・矯正施設の指導プログラムにおける民間支援団体との連携強化を図る。

(法務省)

・薬物依存のある保護観察対象者が居住する地域における薬物処遇に係る機関との連携を図るため、保護観察所において地域支援連絡会議を実施する。(法務省)

・薬物依存のある保護観察対象者の処遇に係るケア会議の実施を通じて関係機関との連携の強化を図る。(法務省)

・医療機関等に通院等する保護観察対象者の同意を得て、医療機関等から医療・支援状況に係る情報提供を受け、当該保護観察対象者の心身の状況を踏まえた適切な指導等を実施する。(法務省)

・薬物依存のある保護観察対象者が当該依存に至った自己の問題性について理解を深めるとともに、規制薬物等に対する依存の影響を受けた生活習慣等を改善する方法を習得することを目的とした薬物依存回復訓練の実施について、民間の薬物依存症リハビリテーション施設等に委託する。(法務省)

・地域における薬物依存症者を支援する関係機関の連絡会議を開催し、各地域での薬物依存症に関する課題を共有・協議する等し、連携強化を図る。(厚生労働省)

・少年による薬物再乱用を防止するため、個々の少年の状況に応じた立ち直り支援活動を推進する。(警察庁)

(4) 薬物依存症に関する正しい理解の促進

薬物依存症が適切な治療・支援により回復可能な病気である一方、薬物依

存症に対する正しい知識と理解が国民に広く浸透しておらず、適切な治療・支援に結びつきにくいという課題があることから、以下の取組を行う。

(正しい理解の促進)

・薬物依存症の正しい知識と理解について広く国民に浸透し、薬物依存症者やその家族が適切な治療や支援に結びつく社会を実現するため、積極的かつ継続的な普及啓発を実施する。(厚生労働省)

・薬物問題に悩む家族、地域の相談窓口担当者及び民間支援団体等に対して講習会を開催し、依存性薬物の使用による危険性・有害性や心身に与える悪影響及びその対処方法並びに薬物依存症・中毒等に関する正しい知識・意識の理解を促進する。(厚生労働省)

(5) 薬物乱用の実態や再乱用防止に向けた効果的なプログラムに関する研究の推進

より効果的な薬物の再乱用防止施策を推進するためには、薬物乱用実態の把握が必要であるとともに、薬物依存症の治療及び社会復帰支援効果の測定が不可欠であることから、以下の取組を行う。

(薬物乱用実態の研究の推進)

・薬物依存のメカニズムや薬物の毒性等に関する研究、薬物乱用・依存の疫学的研究、薬物乱用・依存に関する意識・実態調査、薬物依存症・中毒者に対する支援の在り方に関する研究等を推進する。(厚生労働省)

(治療回復プログラム等の指導・支援方策の効果検証の推進)

・刑事施設及び保護観察所における処遇プログラムの効果検証を実施する。(法務省)

・全国の精神科医療機関の協力の下、各施設を受診した薬物依存症・中毒者の症例等、依存性薬物に関する情報の収集、分析及び評価を行う。（厚生労働省）

・地方厚生局麻薬取締部において実施している薬物乱用者への指導結果等について分析及び評価を行う。（厚生労働省）

目標3

薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止

関係機関が連携した取締りを推進してきた結果、薬物密売組織に人的・資金的な面からの打撃を与え、多数の末端乱用者の検挙を進めてきた。また、危険ドラッグの街頭での販売が見られなくなり、その健康被害事例も減少するなど一定の成果が見られている。

一方、薬物事犯の検挙人員はここ数年横ばいで推移しており、依然として国内での薬物の蔓延がうかがわれ、また、暴力団構成員等による薬物の密売事犯や大麻の栽培事犯が相次ぐなど、暴力団等が薬物の流通等に深く関与している状況が認められる。さらに、これら薬物の密売に匿名性の高いウェブサイトをを用いるなどその手口も一層巧妙化・潜在化している。

加えて、危険ドラッグのような未規制物質も依然として発見・押収されているほか、従来から規制対象である薬物についても、いわゆる大麻濃縮物等の新たな形態での流通も確認されており、薬物乱用状況も刻一刻と変化しつつある。

これらの乱用薬物の流通等を阻止するためには、薬物の供給源となる薬物密売組織を壊滅するとともに、末端乱用者に対する取締りを徹底する需給両面からの対策が必要であり、暴力団等の薬物犯罪組織の実態やその相互の結節点の解明、末端乱用者からの突き上げ捜査、巧妙化する密売手口等の情報収集や分析等を関係機関が連携して推進する必要があることから、以下の対策を講ずることとする。

(1) 薬物密売組織の壊滅に向けた捜査基盤の整備と連携強化

薬物密売組織の実態を解明して壊滅するためには、関係省庁において捜査のための基盤を整備して捜査の高度化を図るとともに、相互の連携を強化することが必要であることから、以下の取組を行う。

（捜査体制の強化及び関係機関相互の連携強化）

・関係機関において薬物を専門とする捜査、情報分析、鑑定等の組織体制を強化する。（警察庁、法務省、財務省、厚生労働省、海上保安庁）

・関係機関による合同捜査・共同摘発を推進する。（警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁）

・関係省庁による「薬物対策関係取締機関情報交換会」等の会議を通じ情報交換を促進して連携を強化するとともに、関係部門も含めて共通の理念に基づく取締りを推進する。（警察庁、法務省、財務省、厚生労働省、海上保安庁）

・関係機関間の人事交流及び研修への相互派遣を推進する。（警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁）
・語学能力を備えた捜査官の育成等、通訳体制の整備・充実を図る。（警察

庁、法務省、厚生労働省、海上保安庁）
（捜査手法、装備資機材の研究・導入等による捜査の高度化）

・通信傍受、コントロールド・デリバリー捜査等の各種捜査手法のより効果的な活用を図るとともに、新たな捜査手法について研究する。（警察庁、法務省、財務省、厚生労働省、海上保安庁）

・取締り、視察内偵等のための装備資機材の研究・導入、船艇及び航空機の効果的な活用を図る。（警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁）

(2) 暴力団等の国内薬物密売組織対策の推進

暴力団等の国内薬物密売組織に打撃を与えるため、厳正な科刑の獲得に努めて首領等構成員の長期社会隔離を図るとともに、薬物犯罪収益対策を一層推進する必要があることから、以下の取組を行う。

（組織の首領等の中枢に位置する者に対する取締り強化）

・薬物密売に関わる暴力団等に係る情報を集約・分析して取締りに活用する。（警察庁、厚生労働省、海上保安庁）

・末端乱用者からの突き上げ捜査等により暴力団等の薬物密売組織による薬物密売の実態を解明し、首領、幹部等の中枢に位置する者の検挙を推進する。（警察庁、厚生労働省、海上保安庁）
（麻薬特例法等を活用した厳正な科刑の獲得による長期隔離）

・業として行う薬物密売等の事犯について営利性、常習性等の立証に努め、麻薬特例法第5条を適用するなど厳正な科刑の獲得に努める。（警察庁、法務省、厚生労働省、海上保安庁）
（薬物犯罪収益等に係る情報集約・分

析・活用の推進）

・薬物犯罪収益等に係る実態解明を推進して、薬物犯罪収益等の隠匿・收受行為の発見に努める。（警察庁、法務省、厚生労働省、海上保安庁）

・薬物犯罪等に係る疑わしい取引に関する情報の分析、捜査機関等への提供を迅速・的確に行うとともに、同情報を捜査に活用する。（警察庁、厚生労働省、海上保安庁）

（薬物犯罪収益等の剥奪の徹底）

・薬物犯罪収益等の隠匿・收受行為を罰する麻薬特例法第6条及び第7条の適用、同法第19条及び第20条に基づく没収保全命令及び追徴保全命令の適用に努める。（警察庁、法務省、厚生労働省）

・薬物犯罪収益に関する税務当局への課税通報の運用に努める。（警察庁、厚生労働省）
（薬物犯罪収益等の移転防止に向けた取組の推進）

・国際的な情報交換のための枠組を構築して、外国の資金情報機関（FIU）との情報交換を推進する。（警察庁）

・金融活動作業部会（FATF）の勧告等を踏まえ、マネー・ロンダリング対策を推進する。（警察庁）

(3) 外国人薬物密売組織の実態解明と壊滅・弱体化

外国人薬物密売組織は頻繁な出入国や不法滞在等により実態把握が容易ではなく、近時は暴力団等の薬物密売組織との結託や海外に拠点を置く薬物密売組織による我が国内での密売等への関与もうかがわれることから、その壊滅・弱体化のため、以下の取組を行う。
（関係機関との情報共有の強化）
・不法滞在外国人に関する情報を収集・

分析し、関係機関と連携した摘発等を強化する。(警察庁、法務省)

・関係機関において外国人薬物密売組織の構成員、役割分担、密売手口等に関する情報を共有して実態を解明する。(警察庁・厚生労働省)

・薬物密売目的の外国人の偽造旅券等を用いた入国を阻止するため、国際刑事警察機構(ICPO)が収集した紛失・盗難旅券に係る情報や個人識別情報を活用した上陸審査及び偽変造文書対策等を厳格かつ的確に実施する。(法務省)

(暴力団等国内組織と外国人密売組織の結節点の解明)

・事件捜査等を通じて薬物密輸組織、薬物密輸ルート、資金の流れ、連絡手段等について解明を図る。(警察庁、厚生労働省、海上保安庁)

・各国捜査機関との間で外国人密売組織に関する情報交換を推進する。(警察庁、厚生労働省、海上保安庁)

(4) 巧妙化・潜在化する密売事犯への対応

インターネット上の匿名性の高いウェブサイトの利用等、巧妙化・潜在化するあらゆる密売手口に対応するため、関係機関等と連携した情報収集を強化するなど、以下の取組を行う。

(インターネット等を利用した密売事犯への対応強化)

・インターネット・ホットラインセンター(IHC)、あやしいヤクブツ連絡ネット等からの通報及びサイバーパトロールにより、薬物密売に関する違法情報の収集を推進する。(警察庁、厚生労働省)

・インターネット等を利用した薬物密売手口の解析・分析を強化するとともに、

に、各種法令を駆使した取締りを推進する。(警察庁、厚生労働省)

・違法情報に関する証拠保全や送信防止措置を進めるため、プロバイダ等との協力関係を強化する。(警察庁、厚生労働省)

(各国・地域における薬物密売手口と対策に関する情報収集の推進)

・各国・地域の捜査機関から、課題となっている密売手口やその対策等に関する情報を収集する。(警察庁、厚生労働省、海上保安庁)

(5) 薬物乱用者に対する取締りの徹底

薬物の乱用は乱用者自身の心身を蝕むばかりでなく、乱用者が事件や事故を引き起こすなど、周囲へも甚大な被害や影響を及ぼすことがある。また、薬物の購入が暴力団等の薬物密売組織の資金源を支えている側面もある。このため、需要側である末端乱用者の取締りにより、薬物の流通阻止及び規範意識の維持向上による需要の削減を図るため、以下の取組を行う。

(薬物乱用者に対する徹底した取締りの推進)

・薬物乱用の傾向等を分析し、末端乱用者に対する取締りを徹底する。(警察庁、厚生労働省)

・薬物乱用をぼう助する大麻種子の不正輸入・販売者、注射器の不正販売者等の取締り等を推進する。(警察庁、財務省、厚生労働省)

(乱用が懸念される薬物に対する重点的な取締りの推進)

・乱用の拡大が懸念される薬物事犯を対象として、より重点的に取締りを実施する。(警察庁、厚生労働省)

・乱用が拡大している大麻について、使用を禁止していない現状の課題等を

把握し、大麻の取締りのあり方について法的な論点も踏まえつつ検討する。(厚生労働省)

(6) 未規制物質等に対する情報収集と迅速な規制等の推進

乱用拡大が懸念される未規制物質等の流通を防ぐためには、鑑定方法の研究を進め、高度化を図るとともに、収集した薬物情報に基づく迅速な規制を実施する必要があるため、以下の取組を行う。

(未規制物質等に関する鑑定・研究体制の強化と情報共有の推進)

・覚醒剤類似物質等の未規制物質や、いわゆる大麻濃縮物等の新たな形態の規制薬物への対応に向け、高度な鑑定を行うための資機材等の整備、毒性の評価、鑑定手法の研究・導入を推進する。(警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁)

・新規指定薬物等に関するデータベースの構築及び共有による活用を促進する。(警察庁、財務省、厚生労働省)

・新たな形態の規制薬物や未規制物質について、関係機関による「分析担当官会議」等を通じて情報を共有する。(警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁)

(未規制物質等の迅速な指定の推進)

・未規制物質のうち、精神毒性を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物について、国内外の流通状況等を踏まえた指定薬物への迅速な指定を推進する。(厚生労働省)

・指定薬物の指定に関して、関係機関と情報を共有する。(厚生労働省)

・捜査や税関検査等を通じて把握した

未規制物質に関する情報提供により、迅速な指定を支援する。(警察庁、財務省)

・指定薬物への指定後も不正な流通が継続し、麻薬と同種の有害性等が確認されたものについては麻薬に指定し、規制を強化する。(厚生労働省)

(7) 正規流通麻薬・向精神薬等に対する監督強化

医療用として正規に流通している麻薬、向精神薬等が、不正な売買や譲渡受等を通じて乱用、悪用される事例を防止するため、徹底した取締りを行う必要がある。また、医療用麻薬、向精神薬等が国外において乱用されている実態も考慮に入れ、不正流通阻止を徹底することに加え、関係者等による不適正な使用等についても監視を強化する必要があることから、以下の取組を行う。

(国内外における乱用実態の情報集約体制の強化)

・国内外における医療用麻薬、向精神薬等の乱用情報や依存実態を把握するとともに、国内関係機関へ情報を提供する。(厚生労働省)

(向精神薬等を悪用した事案発生防止のための監視・取締りの強化)

・向精神薬の適正管理及び適正使用のため、医療機関、薬局、取扱業者への立入検査、監視を徹底する。(厚生労働省)

・医療用麻薬、向精神薬等の不正流通等を確認した際に、関係機関と連携の上、積極的に取締りを実施する。(厚生労働省、警察庁)

(関係機関・団体への指導・監督の徹底)

・医療用麻薬の適正使用を促すため、

医療関係者に対し、医療用麻薬適正使用推進講習会を実施する。（厚生労働省）

・医療用麻薬、向精神薬等の適正管理について、医療機関、取扱業者、薬局等への指導・監督を徹底する。（厚生労働省）

目標4

水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止

薬物の乱用防止のためには、需要の削減を図るとともに、その供給を遮断することが肝要である。覚醒剤を始め、我が国で乱用される薬物のほとんどが外国から密輸入されたものと考えられることから、我が国への薬物密輸を阻止するため、水際対策の徹底を引き続き図るとともに、密造に用いられるおそれのある原料物質についても適切な貿易管理を行うことが必要である。

このような不正薬物の密輸阻止に向けた水際対策の徹底を図っていくためには、密輸等に関する情報収集・分析能力を高めるとともに、関係機関が連携して水際における薬物取締体制を強化する必要がある。

さらに、今後、我が国への出入国旅客数が増大すると見越されることから、各国での薬物事情を踏まえた訪日外国人に対する広報・啓発活動を推進し、持ち込み事案を予防するとともに、旅客に紛れた密輸事犯の摘発強化を実施することが重要である。

このため、関係機関による密接な連携の下、以下の対策を講ずることとする。

(1) 密輸等に関する情報収集の強化
国際物流や出入国旅客が増大する中、

効果的な水際取締りを行うためには、情報収集・分析能力の強化を図り、取締り・検査対象を的確に絞り込むことが不可欠である。このため、以下の取組を行う。

（関係機関からの情報収集の推進）
（国民・民間団体等からの情報収集の推進）
（事件等を通じた情報収集の推進）
（組織・装備の強化）
（原料物質の輸出入対策・管理体制の強化）

(2) 薬物密輸ルートの解明と水際における取締体制の構築
薬物の国内流入を阻止するため、密輸関連情報や検査機器などの有効な活用や必要な人員の確保により、取締体制の強化を図ることが必要である。このため、以下の取組を行う。

（海上、港湾等における監視・取締体制の強化）
（密輸手口の分析と対応した取締りの推進）
（密輸リスクに対応した取締りの実施）
（巧妙化する密輸手口に対応した取締り機器の増強・開発等）
（密輸等に関する薬物分析の推進）

(3) 水際と国内の関係機関が連携した薬物取締りの徹底
密輸事犯の取締りを効果的・効率的に実施するためには、密輸入事犯に対して、水際と国内の関係機関が十分に連携して取締りを行う必要がある。

(4) 訪日外国人に対する広報・啓発活動の推進
今後、出入国旅客の一層の増大が見込まれる中、訪日外国人による薬物の密輸入を防ぐため、継続的に広報・啓発する必要がある。このため、以下の

取組を行う。
（広報媒体等を活用した広報・啓発）
（諸外国の関係機関・団体と連携した広報・啓発）

目標5

国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

違法薬物は大陸や海洋を跨ぎ世界規模で取引されている。また、近年、覚醒剤の製造地域、我が国への薬物仕出国や中継国の多様化が進んでおり、我が国の薬物乱用防止の観点からも、国際的な薬物取締網を構築、強化することが急務である。

また、国外においては、ウルグアイに続いてカナダでも嗜好用大麻が解禁される見込みであることや、米国等で発生した医療用麻薬オピオイドの乱用問題など、我が国の薬物情勢にも影響を及ぼしかねない様々な問題が発生している。

今後、我が国がさらなる国際化を目指すに当たって、関係各国や国際機関と緊密に連携し、国際的な取締体制を強固なものとするとともに、各国の薬物乱用情勢を注視しつつ、我が国の薬物乱用対策を積極的に発信すること等を通じて、国際社会での薬物乱用対策のイニシアチブを取る必要がある。

このため、以下の対策を講ずることとする。

(1) 国際的な取締体制の構築による国内への薬物流入阻止
日本国内で流通する大半の違法薬物が諸外国から流入している中、国際的な薬物取締網を強化し、国内への薬物流入を阻止するため、以下の取組を行う。

（条約・協定等を活用した国際捜査協力）
（条約・協定等を活用した国際捜査協力の推進）

・薬物の仕出地又は中継地となっている国・地域及びその他の周辺諸国との情報交換及び密輸取締りの一層の強化のため、国際捜査共助や逃亡犯罪人引渡しを積極的に活用しつつ、国際的な共同オペレーション（国際捜査協力）を進める。（法務省、警察庁、海上保安庁、財務省、厚生労働省）

・薬物の仕出国等に対して、あらゆる機会を通じて、取締強化を含めた積出防止措置の要請と過去の事案の事実関係等の確認を行う。（警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁）

・薬物の仕出国等に対して職員を派遣する等により協力関係を構築し、国際的な連携協力の推進を図る。（警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁）

(2) 各国・地域における薬物乱用実態や取締方策の把握
国際社会での薬物乱用問題に対処するには、各国・地域が抱える薬物事情を的確に把握し、その事情に即した対策を講じることが不可欠であることから、各国・地域の対応状況を把握するため、以下の取組を行う。

（薬物乱用対策に係る情報集約体制の強化）
・各国・地域において開催される薬物乱用対策に関する国際会議へ積極的に出席し、各国・地域の薬物乱用対策の把握に努める。（警察庁、厚生労働省、財務省、海上保安庁）

・北太平洋地域の海上保安機関を対象とした「北太平洋海上保安フォーラム」及びアジア地域の海上保安機関を対象とした「アジア海上保安機関長官級会合」に参加し、薬物密輸対策をテーマ

とした情報交換の場を活用して、薬物乱用対策、薬物密輸対策及び薬物取締方策に関する意見交換等を行い、協力体制の強化を図る。(海上保安庁)

・各国・地域の薬物乱用対策に係る知見を積極的に収集、分析し、適切に発信する。(厚生労働省)

・インターネット対策等をはじめとする各国・地域の薬物事犯に対する捜査手法について情報を収集し、活用する。(警察庁、厚生労働省、海上保安庁)

(国際機関等と連携した薬物乱用対策に係る情報共有体制の強化)

・国際会議等への参加の機会を利用し、各国機関及び国連薬物・犯罪事務所(UNODC)をはじめとする国際機関等と薬物乱用対策に係る情報共有体制の強化を図る。(厚生労働省、警察庁、財務省、海上保安庁)

(3) 国際会議・国際枠組への積極的な参画

国連麻薬委員会(CND)における薬物政策を巡る議論や、国連薬物・犯罪事務所(UNODC)や国際刑事警察機構(ICPO)などの国際機関を通じて技術協力や国際的な捜査協力の推進に積極的に参加することにより、国際連携を強化し、また、我が国の薬物対策等への理解を促す必要がある。このため、以下の取組を行う。

(情報交換や連携強化による積極的な国際貢献)

・「アジア・太平洋地域麻薬取締機関長会議(HONLEA)」等の地域会議に積極的に出席し、効果的な薬物対策に必要な国際的・地域的取組を推進し、アジア地域の薬物対策を強固にするための施策に関する協議や知見の共

有を図る。(厚生労働省、警察庁、財務省、海上保安庁)

・「国連麻薬委員会(CND)」をはじめとする国際会議や各種の専門家会合等に積極的に参加し、我が国の取組や考えについて理解を得るとともに、諸外国関係機関との連携を一層強化していく。(外務省、厚生労働省、警察庁、財務省、海上保安庁)

・国際社会におけるハームリダクションの議論については、薬物の需要削減と供給削減とのバランス及び各国・地域特有の薬物事情を踏まえた施策の実施の必要性にかかる我が国の考え方への理解を求める。(厚生労働省、外務省、警察庁、財務省、海上保安庁)

(協定等を活用した各国関係機関との情報交換)

・不正薬物等の水際におけるより効果的な取締りを実施するため、外国税関当局との間で、不正薬物等に関する円滑な情報交換が可能となる協定等の締結により新たな税関相互支援の枠組の構築を図るとともに、協定締結国の税関当局等との情報交換を活性化し、税関当局間の協力関係を強化する。(財務省)

・国際機関が中心となって設置されている情報共有ネットワークシステム(EWA・IONICS等)等を活用し、各国における乱用薬物の情報収集に努める。(厚生労働省)

(4) 主要な仕出国・地域等との協力体制の強化

複雑化する薬物密輸ルートを遮断するためには、薬物の仕出し地、中継地、目的地が連携した取締りを実施する必要があることから、以下の取組を行う。(技術支援等を通じた国際連携の強化)

・アジア地域等の仕出国等に対して技術提供や情報交換を行い、国際的な連携協力の推進を図る。(厚生労働省、財務省)

・国連薬物・犯罪事務所(UNODC)主催の研修やセミナーに講師として参加し、薬物密輸等の海上犯罪取締りに関する研修等を実施するとともに、参加する各国関係当局との情報交換を行う。(厚生労働省、海上保安庁)

・世界税関機構(WCO)加盟国のアジア・大洋州地域情報連絡事務所等における薬物情報の収集・分析や薬物密輸阻止に関する多国間の取組を積極的に支援する。(財務省)

・アジア、アフリカ等の海上保安機関の現場指揮官クラスを招聘し、薬物密輸等の海上犯罪取締り能力の強化を図るための「海上犯罪取締り研修」を開催する。(海上保安庁)

・「アジア・太平洋薬物取締会議(ADEC)」等の開催を通じた、取締責任者間の意見交換及び知見の共有を促進する。(警察庁)

・国連薬物・犯罪事務所(UNODC)を通じて、世界最大のケシ栽培地であるアフガニスタンやミャンマーに対して、薬物取締り能力強化や代替作物の開発を支援する。(外務省)

(薬物の仕出し地又は中継地となっている国・地域等と連携した取締体制の強化)

・主要な薬物の仕出し地又は中継地となっている国・地域及びその他の周辺諸国の捜査機関と連携し、国際捜査共助、逃亡犯罪人引渡を積極的に活用した国際捜査協力を推進し、取締体制を強化する。(警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁)

・薬物の仕出し地又は中継地となっている国・地域及びその他の周辺諸国へ職員を派遣し、情報収集等を行い、関係機関との国際捜査協力関係を強化する。(海上保安庁)

・仕出国・地域及びその周辺国・地域の外国当局との情報交換の一層の強化を図る。(財務省)

・国際郵便を利用した薬物密輸事犯が摘発された場合は、引き続き当該事犯に係る仕出国の郵政関係機関に対して文書を個別に発出し、我が国における薬物の輸入制限について、郵便職員のほか、利用者への周知を図るよう協力を要請する。(総務省)

・仕出し地又は中継地となっている国の取締能力向上の支援を実施する。(警察庁)

・国連薬物・犯罪事務所(UNODC)によるグローバルSMARTプログラムの支援し、アジアにおけるNPSを始めとする合成薬物対策への地域的な取組を強化する。(外務省)

〔注〕 誌面の都合により、

「目標4…水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止」における各種対策に係る取組みの詳細について、一部省略して掲載してあります。

1 「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金適正化委員会

平成30年度国連支援募金適正化委員会は、平成31年2月5日（火）午後2時から、東京都千代田区の霞山会館・輪花の間で開催し、募金運動結果報告及び国連寄付実行計画等の審議事項について了承されました。

2 「疼痛緩和のための医療用麻薬適正使用推進講習会」の開催状況

この講習会は、医療関係者の方々にWHO方式がん疼痛治療法を周知し、医療用麻薬の適正な使用を推進することを目的として平成7年度から開催していますが、平成30年度も厚生労働省などとの共催の下に11月から翌年3月まで全国12か所で開催されています。

【平成30年度の開催（予定）場所】

	場 所	期 日	会 場		場 所	期 日	会 場
1	北海道	11/17(土)	TKP札幌駅カンファレンスセンター	10	大阪府	2/17(日)	大坂市中央公会堂
2	広島県	12/ 1(土)	広島国際会議場	※1	京都府	〃	TKP 京都四条駅前カンファレンスセンター
3	茨城県	12/15(土)	つくば国際会議場	※1	兵庫県	〃	TKP 神戸三宮カンファレンスセンター
4	岐阜県	12/22(土)	じゅうろくプラザ	※1	和歌山県	〃	ホテルアバローム紀の国
5	岩手県	平31 1/12(土)	ホテルメトロポリタン盛岡 ニューウイング	11	神奈川県	3/2(土)	TKP ガーデンシティ PREMIUM みなとみらい
6	徳島県	1/19(土)	徳島大学長井記念ホール	※2	千葉県	〃	TKP ガーデンシティ千葉
7	福井県	1/26(土)	ハピリンホール	※2	埼玉県	〃	TKPガーデンシティ PREMIUM 大宮
8	沖縄県	2/ 2(土)	沖縄県薬剤師会館	※2	東京都	〃	TKP ガーデンシティ PREMIUM 神保町
9	福岡県	2/ 9(土)	エルガーラ	12	大分県	3/17(日)	全労災ソレイユ

※1※2は、厚生労働省が設置するサテライト会場であり、大阪府及び神奈川県で開催した講習会について同時中継を実施した。

事業名 平成30年度 青少年の健やかな成長 を育む活動補助事業 事業内容 (1) 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の啓発メツ セージ映像の作成・配布 (2) 情報誌「ニュースレター」の発行・配布 補助金額 1,114,135円 実施場所 東京都港区虎ノ門2-7-9 完了年月日 2018年8月31日	記	この度、平成30年度の競輪の補助を受けて、 左記の事業を完了いたしました。 本事業の実施により、青少年の薬物乱用に対する危険意識を高め、薬物乱用の予防啓発活動 上大きな効果がありました。	KEIRIN 〇〇 「公益財団法人JKA競輪補助事業 完了のお知らせ」

3 薬物乱用防止教育認定講師養成講座の開催状況

この講座は、薬物乱用から青少年を守り健全育成を図るとともに地域での薬物乱用防止の環境づくりを推進するリーダーの養成を目的として、平成9年からライオンズクラブ国際協会と協同して実施していますが、内閣府、厚生労働省、警察庁及び文部科学省の後援を得て推進しているものです。平成30年度は全国44か所で開催されています。

【平成30年度の開催（予定）会場】

	開催日	キャビネット	開催地	会場
1	4月20日	337-A	福岡県福岡市	アクロス福岡
2	5月17日	337-C	佐賀県嬉野市	嬉野公会堂
3	6月27日	337-D	鹿児島県鹿児島市	サンロイヤルホテル
4	9月11日	333-D	群馬県高崎市	高崎アリーナ
5	9月21日	332-D	福島県郡山市	ユラックス熱海
6	9月22日	335-C	京都府京都市	平安ホテル
7	10月 1日	331-A	北海道札幌市	かでの2.7
8	10月 2日	334-B	三重県津市	三重県庁講堂
9	10月 3日	334-B	岐阜県美濃太田市	中濃総合庁舎
10	10月 3日	333-C	千葉県千葉市	県経営者会館
11	10月 6日	336-D	山口県防府市	防府文化福祉会館
12	10月 7日	336-D	島根県出雲市	出雲商工会議所
13	10月11日	330-B	神奈川県横浜市	横浜情報文化センター
14	10月13日	336-C	広島県広島市	広島県庁6階会議室
15	10月16日	330-B	山梨県甲府市	山梨県立図書館
16	10月17日	334-E	長野県松本市	ホテルブエナビスタ
17	10月18日	337-B	宮崎県宮崎市	損保ジャパン日本興和宮崎ビル8階
18	10月19日	337-B	大分県大分市	大分センチュリーホテル「梅の間」
19	10月20日	333-E	茨城県笠間市	地域交流センターともべ
20	10月23日	330-C	埼玉県さいたま市	大宮ソニックシティ市民ホール
21	10月25日	333-E	茨城県取手市	取手ウェルネスプラザ
22	10月27日	336-C	広島県福山市	広島県福山支庁舎
23	10月29日	335-A	兵庫県神戸市	神戸市勤労会館
24	10月31日	333-A	新潟県燕三条市	三条市リサーチコア
25	11月 2日	331-C	北海道苫小牧市	苫小牧市民会館
26	11月 9日	332-C	宮城県仙台市	せんだいメデァテーク
27	11月25日	336-A	徳島県徳島市	徳島建設センター
28	11月25日	336-A	香川県高松市	パールガーデン
29	11月25日	336-A	愛媛県今治市	ケーオーホテル
30	11月27日	334-A	愛知県名古屋市	愛知県歯科医師会館
31	11月29日	332-B	岩手県盛岡市	県民情報文化センター アイーナ
32	11月30日	334-C	静岡県静岡市	静岡市グランシップ
33	11月30日	330-A	東京都江戸川区	タワーホール船堀
34	12月 4日	335-C	京都府京都市	リーガロイヤルホテル京都
35	12月 7日	335-D	兵庫県姫路市	サンシャイン青山
36	12月 8日	333-B	栃木県宇都宮市	護国神社
37	12月11日	332-E	山形県山形市	県高度技術開発センター
38	12月15日	336-B	岡山県岡山市	岡山シティホテル桑田町別館204
39	12月16日	336-A	高知県高知市	高知県立女子大学永国寺キャンパス
40	1月12日	334-D	石川県金沢市	石川県地場産業センター
41	1月20日	332-F	秋田県大仙市	花火伝承文化継承資料館
42	2月24日	331-B	北海道北見市	オホーツク木のプラザ
43	2月27日	335-B	大阪府大阪市	ホテル日航大阪
44	3月 9日	332-A	青森県青森市	ねぶたの家ワ・ラッセ

啓発資材のご案内

当財団では薬物乱用防止講座にご活用いただける啓発資材を頒布しています。皆様のご利用をお待ちしております。



お問い合わせ

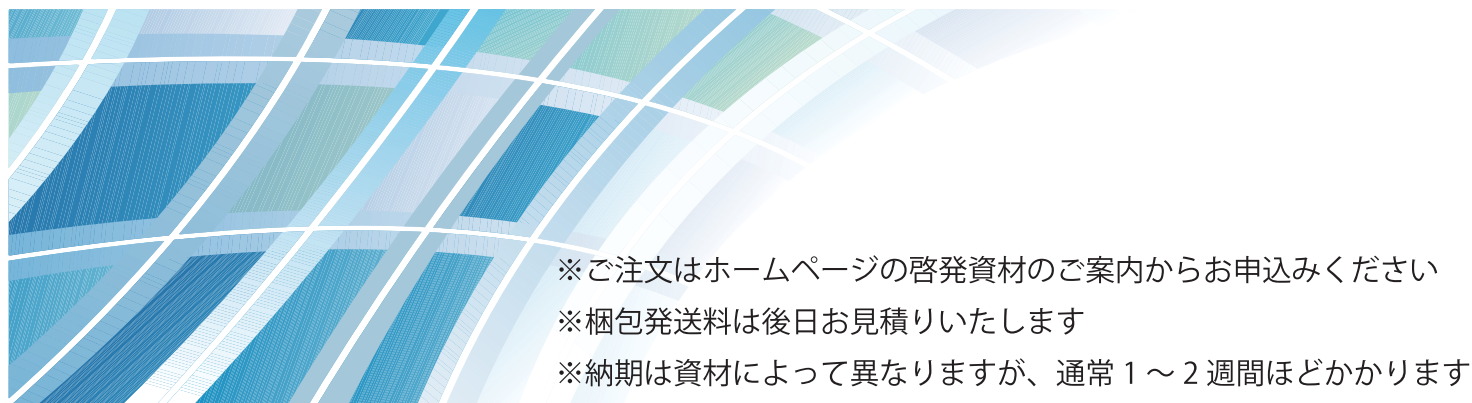
<http://www.dapc.or.jp/>

お電話・FAXでのご注文も承ります。

TEL 03-3581-7436

FAX 03-3581-7438

薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」健康に生きよう  主に小・中学生を対象にした薬物乱用防止教育Q&A集です 副読本として有効にご活用いただけます ¥ 103 (税込)	薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」愛する自分を大切に  主に小学生対象にした薬物乱用防止教育の教材です 副読本として有効にご活用いただけます ¥ 103 (税込)	薬物乱用防止マニュアル Q&A「ダメ。ゼッタイ。」  主に高校生以上を対象にした薬物乱用防止教育Q&A集です 副読本として有効にご活用いただけます ¥ 155 (税込)
機能と役割  薬物乱用問題の現状と啓発活動の歩み、また国際的な対策や関連組織などを収録。広く薬物問題を解説した主に指導者や関連組織などをまとめた資料集です。(2017年版) ¥ 515 (税込)	「ダメ。ゼッタイ。」下敷き  下敷きの両面に乱用される危険のある薬物の写真、人体への影響を人体図のイラストと写真で具体的に説明しています ¥ 57 (税込)	「ダメ。ゼッタイ。」クリアファイル  当財団のキャラクターであるダメ。ゼッタイ。君とキャラクターロゴが描かれたクリアファイルです ¥ 155 (税込)
「ダメ。ゼッタイ。」普及運動ポスター B2 (2018 年版)  6.26 国際麻薬乱用撲滅デーに合わせて毎年春に制作される啓発ポスターです ¥ 124 (税込)	啓発用リーフレット  薬物乱用の恐ろしさを図や写真を使って簡潔に解説したリーフレットです ¥ 12 (税込)	啓発用キズバンソーコー (10 個入り)  2 枚 1 組のキズバンソーコー 10 個セットです。街頭やイベント会場、薬物乱用防止教室などでお配りいただけます ¥ 160 (税込)



薬物標本  乱用薬物の模造品とその原料となる植物見本とを合わせて配列した標本です ¥ 61,700 (税込)	新薬物標本  乱用薬物の模造品と原料となる植物見本とを合わせて 12 種類を配列しました。アタッシュケース入り ¥ 29,100 (税込)	コンパクト薬物標本  軽量でコンパクト、耐久性に優れ、持ち運びにも便利な乱用薬物標本です。作用別に分類、使用形態を中心に 12 種を配列 ¥ 19,980 (税込)
啓発活動用パネル 10 枚組  10 枚をセットにして啓発用教材としてイベントや授業でご利用頂けます ¥ 190,200 (B1/ 税込) ¥ 162,000 (B2/ 税込)	啓発活動用パネル 5 枚組  5 枚をセットにして啓発用教材としてイベントや授業でご利用頂けます ¥ 95,100 (B1/ 税込) ¥ 81,000 (B2/ 税込)	危険ドラッグパネル 4 枚組  危険ドラッグの押収物写真や、危険ドラッグ使用者によって引き起こされた交通事故の現場写真、所持や使用についての刑罰などが記載されています。 ¥ 47,520 (税込)
No51 薬物乱用から自分を守る  大切な脳を破壊する構造などに加え、最新調査による大麻拡大の実態を通じて「薬物乱用から自分を守る」を学ぶ □協力 国立精神・神経医療研究センター ¥ 2,060 (税込)	No50 身近にひそむ薬物乱用  身近にひそむ薬物乱用の危険を現役の小学校養護教諭がやさしく子供たちに伝えていきます □(手話による通訳つき) 伊丹信子(手話通訳士) ¥ 2,060 (税込)	No49 薬物乱用はダメ。ゼッタイ。～やさしい解説！～  埼玉県立精神医療センター協力のもと、薬物乱用がいかに危険で恐ろしいかを医師の話を交え、身体に及ぼす影響や薬物依存について分かり易く解説 ¥ 2,060 (税込)
	No48 愛する自分を大切に！  薬物乱用はなぜ「ダメ。ゼッタイ。」なのかを、危険ドラッグの恐ろしさを中心に解説しています ¥ 2,060 (税込)	No47 危険ドラッグは“毒”だ！  独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター和田清部長(当時)監修のもと、危険ドラッグの解説をしています。 ¥ 2,060 (税込)

ご 寄 付 団 体 及 び 賛 助 会 員

平成30年8月4日から平成31年2月5日までに、当センターにご寄付いただいた団体及びご入会いただいた賛助会員は次のとおりです。ご協力ありがとうございました。

〔ご寄附団体・個人〕

井 澤 光 宏 様	大 久 保 裕 里 日 様
室 谷 堅 浩 様	(一社) 日 本 薬 局 協 励 会 様
東京八王子陵東ライオンズクラブ 様	第 一 三 共 (株) 様
丸 石 製 薬 (株) 様	日 本 臓 器 製 薬 (株) 様
武 田 薬 品 工 業 (株) 様	テ ル モ (株) 様
藤 本 製 薬 (株) 様	祐 徳 薬 品 工 業 (株) 様
ヤ ン セ ン フ ェ ー マ (株) 様	救 急 薬 品 工 業 (株) 様
東 和 薬 品 (株) 様	協 和 発 酵 キ リ ン (株) 様
田 辺 三 菱 製 薬 (株) 様	久 光 製 薬 (株) 様
塩 野 義 製 薬 (株) 様	大 日 本 住 友 製 薬 (株) 様
帝 國 製 薬 (株) 様	

〔個人賛助会員〕

村岸 治幸 様 (継続) 村松 滝夫 様 (継続) 藤山 智雄 様 (継続)
吉川 研司 様 (継続)



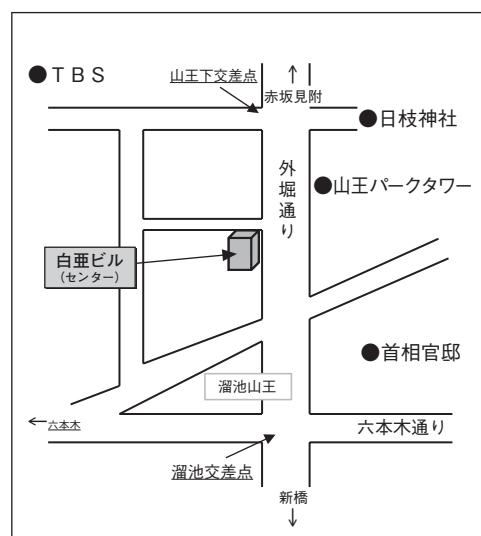
公益財団法人

麻薬・覚せい剤乱用防止センター

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-4-1 (白亜ビル9F)

TEL.03 (5544) 8436 ~ 7 FAX.03 (5544) 8473

ホームページアドレス <http://www.dapc.or.jp>







こり いやす
5月18日は
サロンパスの日

貼って、寝て、 さもちいい！ サロンパス®

肩こり・腰痛・筋肉痛に 第3類医薬品



◎この商品に関するお問い合わせは、久光製薬お客様相談室へ。 ☎0120-133250
 受付時間／9:00-17:50 (土日・祝日・会社休日を除く) www.hisamitsu.co.jp

サロンパス

検索

貼るを、未来へ。



Hisamitsu®



東京2020オフィシャルパートナー（外用鎮痛消炎剤）

久光製薬はオフィシャルパートナーとして東京2020オリンピック・パラリンピックを応援しています。

40代以上の2人に1人がお悩みの、*1

ヒザ・コシの痛みに。

健康食品ではない、

医薬品の力を

試しませんか。

日本で
唯一

唯一の **1560mg 配合** *2



【効能・効果】関節痛、腰痛、五十肩など 第3類医薬品

*1 膝腰痛有病率 厚生労働科学研究 平成24年度総括研究報告書より

*2 日本のOTC医薬品の中で唯一コンドロイチン硫酸エステルNaを1560mg(1日量)配合

ゼリア新薬の **コンドロイチンZS錠**®



ゼリア新薬工業株式会社 お客様相談室 03-3661-2080 (9:00-17:50 土・日・祝日を除く) <http://zs1560.jp> 薬局・ドラッグストアで買い求めください。

健康づくりは幸せづくり



ゼリア新薬
ZERIA

Have a Dream

かなえない、夢がある。乗り越えたい、壁がある。
今の状況に満足せずに、新しい自分を目指す。
ひとつ夢をかなえたら、その先にはさらに大きな夢がある。
疲れにも負けず新たな挑戦をはじめる、その手に夢を。



ファイト・イボ・ツ!
リポビタンD
指定医薬部外品 疲労回復・栄養補給

小林製薬

肩こりに、 血行促進成分が 効く。

アンメルツは血行を促進して、
肩の筋肉に溜まった肩こりの原因物質*を流し、
肩こりをラクにします。
*肩こりの原因物質＝疲労物質

肩こり、筋肉痛に

NEW アンメルツ 第3類医薬品 **3333 A**

※使用上の注意をよく読んでご使用ください。 ◎お買い求めはお近くの薬局・薬店・ドラッグストアへ
発売元／小林製薬株式会社 〒541-0045 大阪市中央区道修町4-4-10 KDX小林道修町ビル
小林製薬お客様相談室 06-6203-3625 (受付時間 9:00～17:00 土・日・祝日を除く) <https://www.kobayashi.co.jp>

